

奥多摩町障害者計画・第6期障害福祉計画

第2期障害児福祉計画

令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)

ともに認めあい ささえあうまち 奥多摩



令和3年(2021年)3月

奥多摩町

奥多摩町障害者計画・第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画の策定にあたって

我が国における障害福祉施策は、平成18年4月に「障害者自立支援法」が、平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行され、平成25年4月には地域社会における共生の実現を目指して「障害者自立支援法」を改正し、「障害者総合支援法」として施行されました。

さらに平成28年4月には、「障害者差別解消法」が施行され、平成30年4月に障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、「障害児福祉計画」の策定義務化など、障害福祉施策を取り巻く環境は大きく変化しています。

町では、「第5期奥多摩町長期総合計画」の健康・福祉分野の基本方針である「みんなで支えるホットなまちづくり」の考え方を踏まえ、それを具現化していくための保健福祉に関する計画として、「一人ひとりがささえあい みんなでつくるまち 奥多摩」を基本理念とした「奥多摩町地域保健福祉計画」を平成28年度に改定し、そのうえで、障害者総合支援法に基づき、平成30年度からの3年間の障害福祉サービス等の確保に関する事業計画である「第5期奥多摩町障害福祉計画」と合わせて、「ともにささえあうまち 奥多摩」の基本理念のもとに障害福祉施策に取り組んでまいりました。

町では、新しい障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の考え方を、これまでの計画の基本理念を継承・進展させ、「ともに認めあい ささえあうまち 奥多摩」を基本理念として、今後は、感染症対策として生活の仕方が大きく変化して行く中で、地域共生社会の実現に向け障害福祉施策を推進してまいります。

結びに、この計画策定に当たりご尽力いただきました奥多摩町障害者計画・障害福祉計画策定委員会の委員の皆様、アンケート調査にご協力をいただきました住民皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月



奥多摩町長 師岡伸公

<目 次>

序 論

第1章 計画の概要	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画策定の体制	3
第2章 計画策定の基本事項	4
第1節 計画の位置付けと期間	4

総 論

第1章 障害者等の現状	8
第1節 障害者等の状況	8
第2節 アンケート調査結果の概要	13
第3節 障害福祉計画の達成状況.....	19
第4節 障害児福祉計画の達成状況	24
第2章 障害者計画（基本計画）の基本的方針	26
第1節 基本理念.....	26
第2節 基本的視点	27
第3節 基本目標.....	27
第4節 施策の体系	28

各 論

第1章 障害者計画（基本計画）	30
第1節 安心して暮らせるまちづくり	30
第2節 いきいきと参加するまちづくり.....	36
第3節 支えあい、ともに生きるまちづくり	39
第2章 第6期障害福祉計画	41
第1節 サービス体系.....	41
第2節 成果目標の設定	45
第3章 第2期障害児福祉計画	53
第1節 サービス体系.....	53
第2節 成果目標の設定	54
第4章 計画の推進に向けて	56
第1節 計画の推進体制	56
第2節 計画の進捗管理.....	57

資料編

1 策定の経過	61
2 奥多摩町障害者計画・障害福祉計画策定委員会.....	64

序 論

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

国では、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年（2018年）4月1日施行）、障害者差別解消法（平成28年（2016年）4月1日施行）、障害者雇用促進法の改正（平成28年4月1日一部施行）、成年後見制度利用促進法（平成28年5月13日施行）、発達障害者支援法（平成28年8月1日施行）等が改正・施行されてきました。また、障害者基本法に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、障害者基本計画（第4次）が平成30年（2018年）3月に策定されました。地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調が基本原則となっています。

町においては、障害者基本法に基づき、障害者のための基本的な計画として「障害者計画」を進めるとともに、障害者及び障害児が地域で自立した生活を送るために、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び相談支援の提供体制の確保など、各種施策を展開してきました。

平成30年（2018年）3月に策定した「奥多摩町障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の計画期間が令和2年（2020年）度末で満了するに当たり、これまでの障害者施策の成果を踏まえつつ、法改正や社会情勢の変化、障害者等のニーズの変化を的確に捉え、障害者施策の一層の推進を図るための指針として「奥多摩町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定するものです。

なお、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して3年ごとに定めませんが、基本指針見直しの主なポイントは以下の通りです。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針 の見直しの主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉人材の確保
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 障害者の社会参加を支える取組
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 障害児通所支援等の質の向上
- 障害福祉サービス等の質の向上

第2節 計画策定の体制

(1) 障害者計画・障害福祉計画策定委員会による審議

本計画の策定にあたっては、「障害者計画・障害福祉計画策定委員会」において、全4回にわたって審議した結果をとりまとめます。

委員会の委員は、障害者施設関係者、身体・知的・精神障害者関係者、医療機関関係者、障害者関係行政機関の代表者及び専門的知識を有する者等で構成しています。

(2) 「奥多摩町の障害福祉等に関する調査」の実施

本調査は、「奥多摩町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定に向けて、障害のある方々の日常生活の状況、将来への希望・考え方などを把握し、策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

① 実施状況

対象者	身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、㊟医療券(難病医療)所持者 等
実施時期	令和2年6月29日(月)～7月22日(金)
配布・回収方法	郵送による発送・回収

② 回収結果

	配付数	回収数	回収率
内訳	350人	183人	52.3%

(3) パブリックコメントの実施

奥多摩町においては、より多くの住民の皆様からのご意見を反映させるため、パブリックコメントを以下のとおりに実施します。

① 実施状況

対象者	全住民
実施時期	令和3年1月12日～令和3年1月22日
実施方法	町のホームページへの記載、役場住民課窓口、保健福祉センター、子ども家庭支援センターでの閲覧
提出方法	福祉保健課への書面等の提出、郵便、ファックス、電子メール

② 実施結果

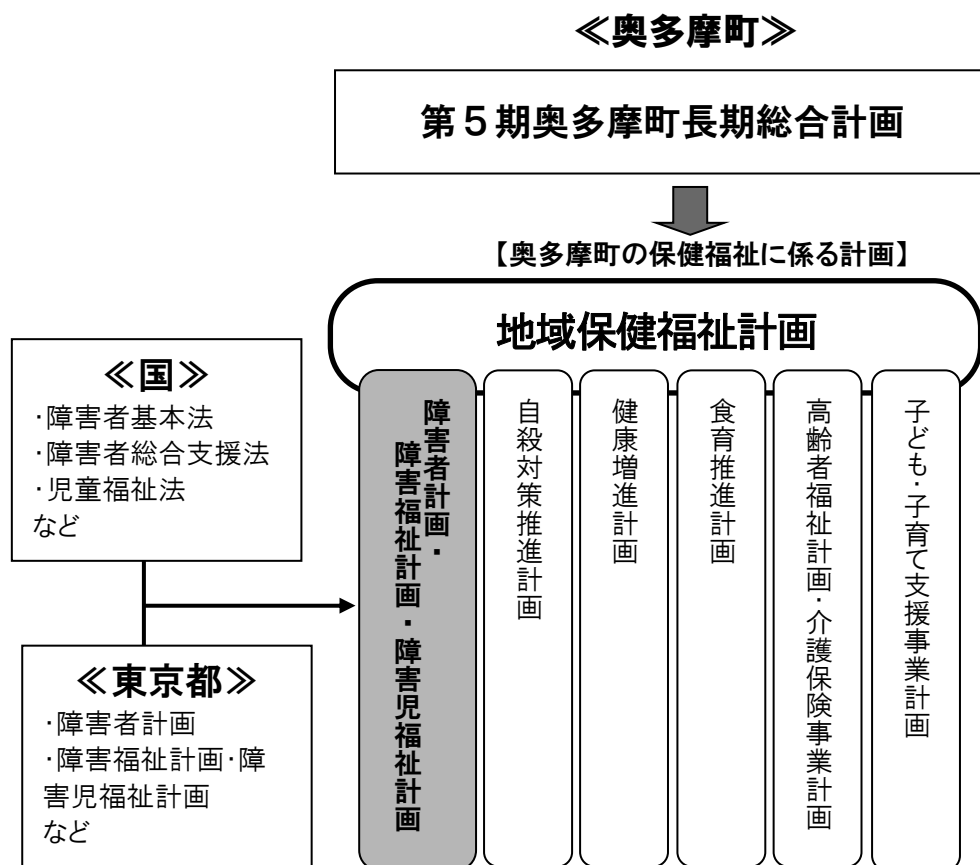
パブリックコメントを実施した結果、住民の皆様からのご意見はありませんでした。

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置付けと期間

(1) 計画の性格や根拠法令

- ① 障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく法定計画で、町の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体、事業者、町（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となります。
- ② 障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく法定計画で、障害者等の人権を保障し、障害福祉施策を円滑に実施するために、取り組むべき課題を明確にするとともに、目標年度である令和5年度の障害者福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画です。
- ③ 障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく法定計画で、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画です。
- ④ 本計画では、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体の計画として策定します。
- ⑤ 町の長期総合計画及び地域保健福祉計画の障害福祉部門の個別計画として具体化した計画となり、他の福祉部門の計画との整合・連携を図ります。
- ⑥ 国及び東京都が策定した関連計画との整合・連携を図ります。



(2) 計画の成果目標

本計画では、厚生労働大臣の定める「基本指針」に基づき、下記成果目標を定めます。

- ・施設入所者の地域生活への移行
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障害児支援の提供体制の整備等
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障害福祉サービス等の質の向上

(3) 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活又は社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

(4) 計画の期間

本計画の計画期間は令和3（2021）～令和5（2023）年度までの3年間とします。

総論

第1章 障害者等の現状

第1節 障害者等の状況

(1) 障害者等の全体状況

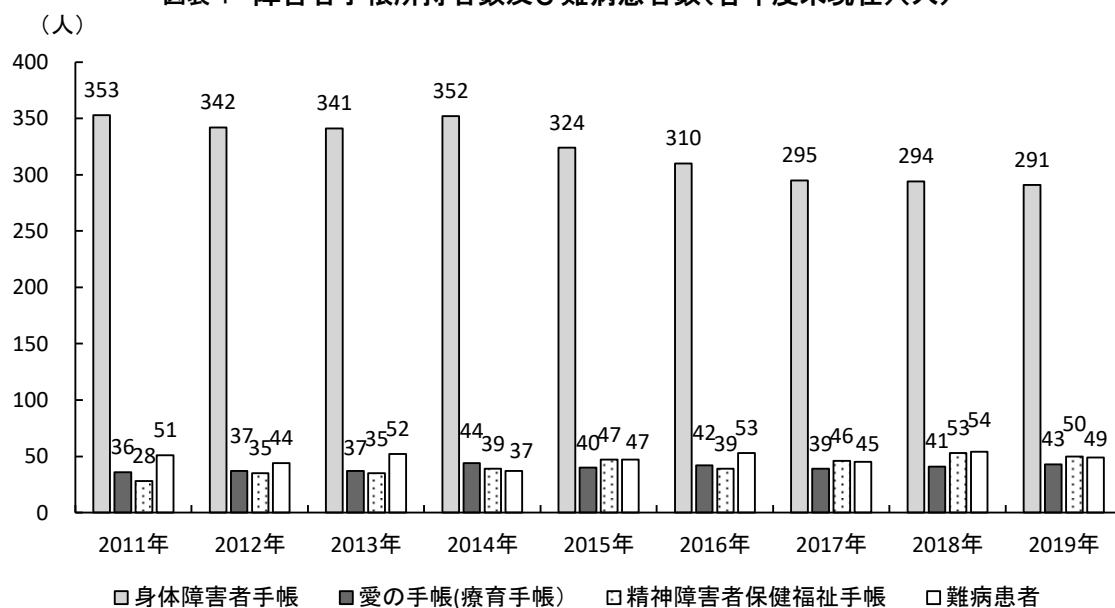
身体障害者手帳所持者数は300人前後で、ほぼ横ばいで推移しています。

愛の手帳（療育手帳）所持者数は40人前後で推移しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は50人前後で推移しています。

難病患者（指定疾患医療給付受給者数）は50人前後で推移しています。

図表-1 障害者手帳所持者数及び難病患者数(各年度末現在)(人)

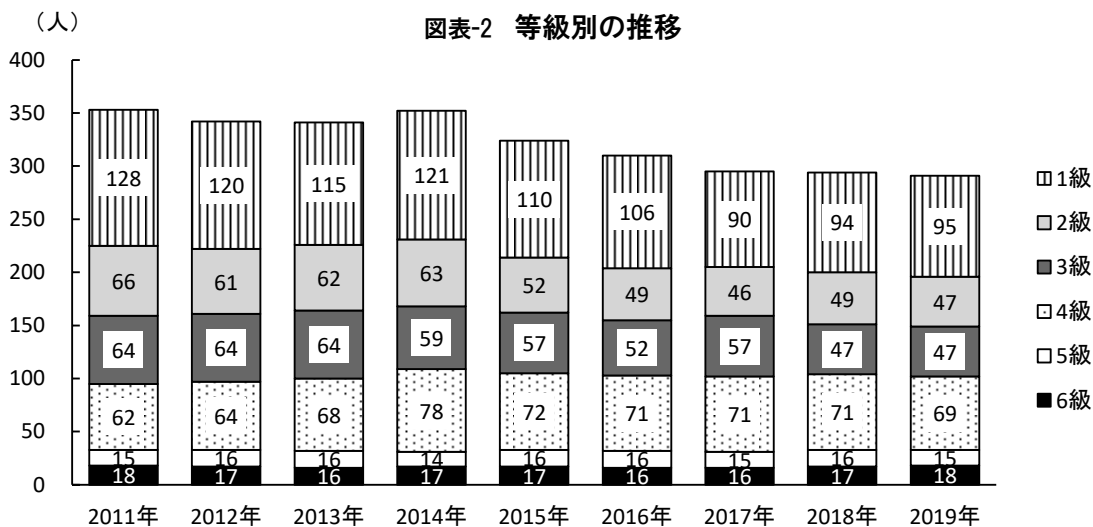


区分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
身体障害者手帳	353	342	341	352	324	310	295	294	291
愛の手帳（療育手帳）	36	37	37	44	40	42	39	41	43
精神障害者福祉保健手帳	28	35	35	39	47	39	46	53	50
手帳所持者数（計）	417	414	413	435	411	391	380	388	384
難病患者	51	44	52	37	47	53	45	54	49

※資料：奥多摩町「事務報告書」（各年度）に基づき作成

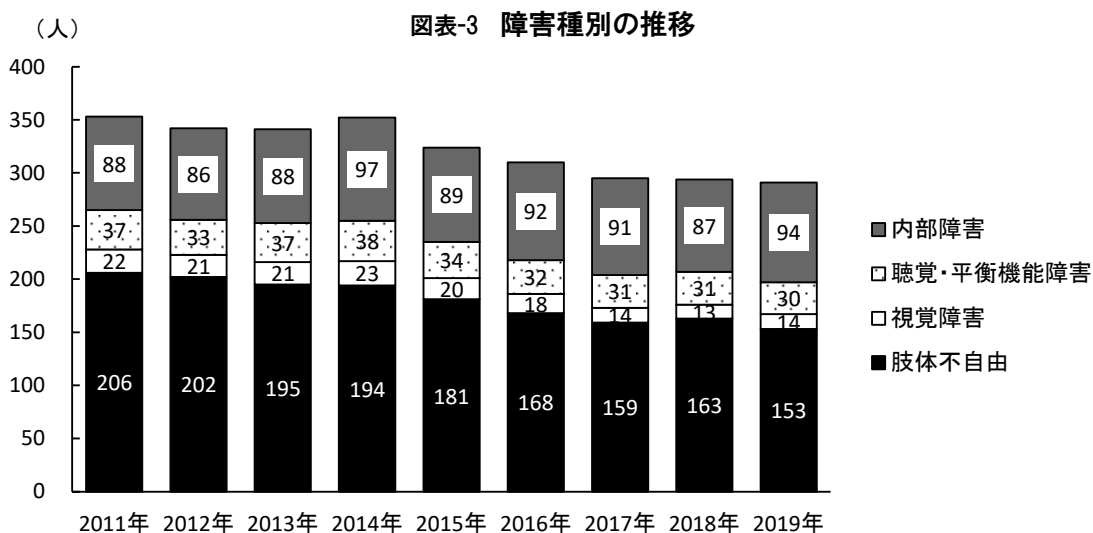
(2) 身体障害

等級別の推移でみると、ここ最近はこの等級ともほぼ横ばいで推移しています。また、障害種別の推移でみると、肢体不自由が全体の約半数を占めており、構成比での大きな変化はありません。



等級別	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
計	353	342	341	352	324	310	295	294	291
1級	128	120	115	121	110	106	90	94	95
2級	66	61	62	63	52	49	46	49	47
3級	64	64	64	59	57	52	57	47	47
4級	62	64	68	78	72	71	71	71	69
5級	15	16	16	14	16	16	15	16	15
6級	18	17	16	17	17	16	16	17	18

※資料：奥多摩町「事務報告書」(各年度)に基づき作成



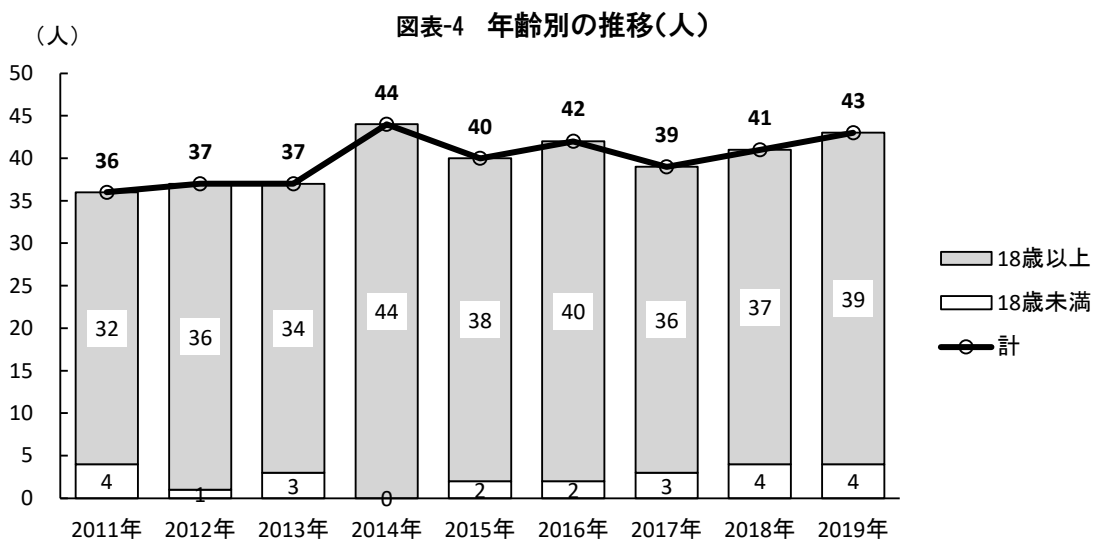
障害種別	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
計	353	342	341	352	324	310	295	294	291
肢体不自由	206	202	195	194	181	168	159	163	153
視覚障害	22	21	21	23	20	18	14	13	14
聴覚・平衡機能障害	37	33	37	38	34	32	31	31	30
内部障害	88	86	88	97	89	92	91	87	94

※資料：奥多摩町「事務報告書」(各年度)に基づき作成

(3) 知的障害

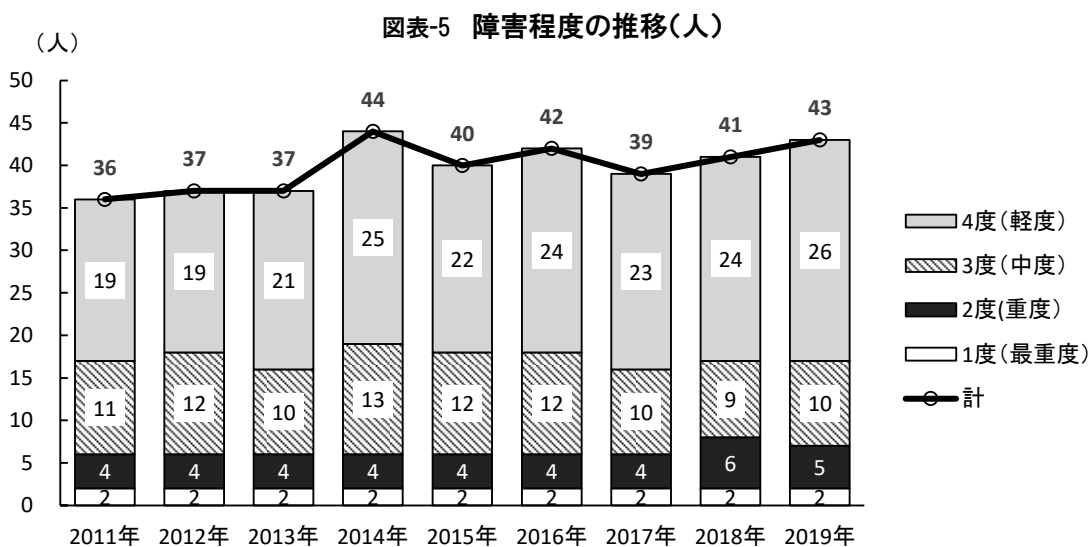
年齢別の推移では、18歳以上が全体の約9割を占め、ここ最近では18歳未満・以上とも微増しています。

障害程度別の推移では、4度（軽度）の割合が約6割を占め、ここ最近では軽度層が微増しています。



障害種別	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
計	36	37	37	44	40	42	39	41	43
18歳未満	4	1	3	0	2	2	3	4	4
18歳以上	32	36	34	44	38	40	36	37	39

※資料：奥多摩町「事務報告書」（各年度）に基づき作成



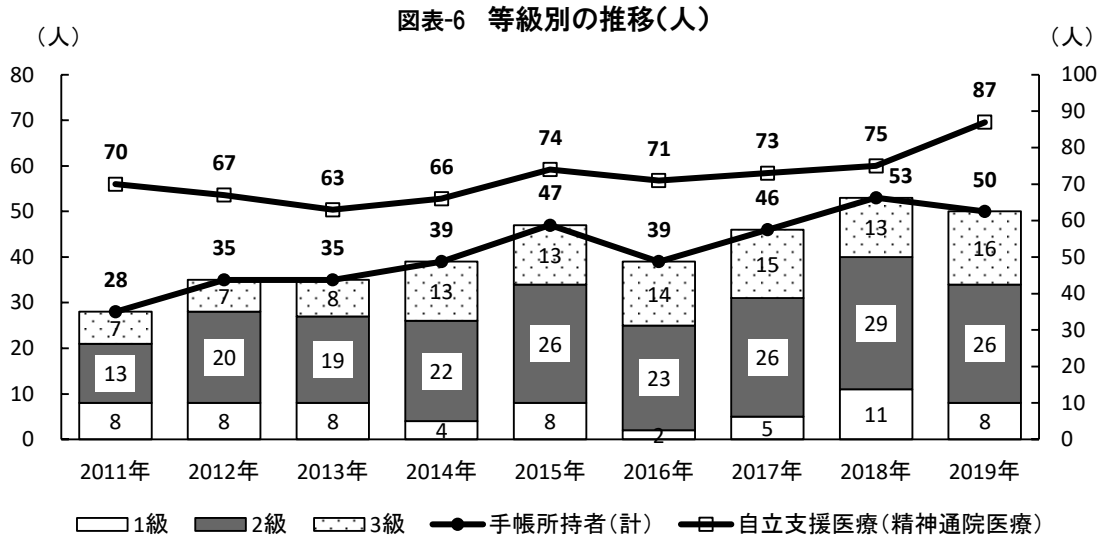
障害種別	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
計	36	37	37	44	40	42	39	41	43
1度(最重度)	2	2	2	2	2	2	2	2	2
2度(重度)	4	4	4	4	4	4	4	6	5
3度(中度)	11	12	10	13	12	12	10	9	10
4度(軽度)	19	19	21	25	22	24	23	24	26

※資料：奥多摩町「事務報告書」（各年度）に基づき作成

(4) 精神障害

① 等級別

等級別でみると、どの年度も2級が全体の約半数を占め、ここ最近では50人前後で推移しています。自立支援医療（精神通院医療）受給者数は2013年以降、増加傾向にあります。



等級別	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
計	28	35	35	39	47	39	46	53	50
1級	8	8	8	4	8	2	5	11	8
2級	13	20	19	22	26	23	26	29	26
3級	7	7	8	13	13	14	15	13	16

自立支援医療(精神通院)	70	67	63	66	74	71	73	75	87
--------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----

※資料：奥多摩町「事務報告書」(各年度)に基づき作成

② ケース対応者数

精神保健相談・助言、関係機関調整の状況では、ケース対応者数は年による変動は大きいですが、2018年には344件と10年間で最多となっており、電話と関係機関連絡が多くなっています。

図表-7 精神保健相談・助言、関係機関調整の状況(ケース対応者数)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
来所	90	59	26	120	47	41	38	24	16
電話	54	44	112	53	71	35	103	138	55
訪問	30	35	60	25	29	13	9	23	14
関係機関連絡	87	124	115	95	94	77	142	159	87
合計	261	262	313	293	241	166	292	344	172

※資料：奥多摩町「事務報告書」(各年度)に基づき作成

(5) 難病患者

難病患者はおおむね 70～85 人の間で推移しています。また 2014 年以降は、指定難病・都疾病受給者と透析医療受給者となっています。

図表-8 難病患者数の推移(人)

種類別	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
計	82	71	77	65	73	84	75	85	79
小児慢性特定疾病	4	2	1	0	0	0	0	0	0
指定難病・都疾病受給者	47	42	51	37	47	53	45	54	49
透析医療受給者	31	27	25	28	26	31	30	31	30

※資料：奥多摩町「事務報告書」(各年度)に基づき作成

(6) 将来の予測

過去の障害者手帳所持者数の対人口比をもとに、将来の障害者手帳所持者数を予測した結果は以下の通りです。

図表-9 将来の予測の推移(人)

		実績					推計			
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
総人口		5,378	5,270	5,233	5,179	5,038	5,009	4,894	4,779	4,664
手帳所持者	身体障害者手帳	324	310	295	294	291	286	279	273	266
	愛の手帳(療育手帳)	40	42	39	41	43	39	38	37	37
	精神障害者保健福祉手帳	47	39	46	53	50	45	44	43	42
	計	411	391	380	388	384	370	361	353	345
対人口比	身体障害者手帳	5.88%	5.76%	5.62%	5.62%	5.70%	5.70%	5.70%	5.70%	5.70%
	愛の手帳(療育手帳)	0.73%	0.78%	0.74%	0.78%	0.83%	0.77%	0.77%	0.77%	0.77%
	精神障害者保健福祉手帳	0.85%	0.73%	0.87%	1.01%	0.97%	0.89%	0.89%	0.89%	0.89%

※実績：手帳所持者数は各年とも年度末現在の値。総人口は住民基本台帳人口で各年とも翌年1月1日現在の値。2020年は10月1日現在の値とする。

※推計：総人口に障害種別の対人口比を乗じて手帳所持者数を推計。総人口は「奥多摩町まち・ひと・しごと創生総合戦略の2025年の値を引用。間の年は2020年と2025年を直線近似して算出。

第2節 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

①調査実施の目的

奥多摩町では、障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定するため、検討を進めていますが、その際に障害のある方々の日常生活の状況、将来への希望、考え方をお聞かせいただくため、アンケート調査を実施することといたしました。

②調査の対象

令和2年6月1日を基準日として障害者手帳（身体・知的・精神）、または都医療券（難病医療）をおもちの方々。

③調査方法と回収状況

調査方法：郵送によるアンケート調査

調査期間：令和2年6月29日（月）～7月22日（水）

<回収状況>

発送数	回収数	回収率
350件	183件	52.3%

(2) 結果のまとめ

【年齢：性別・手帳等の種類別】

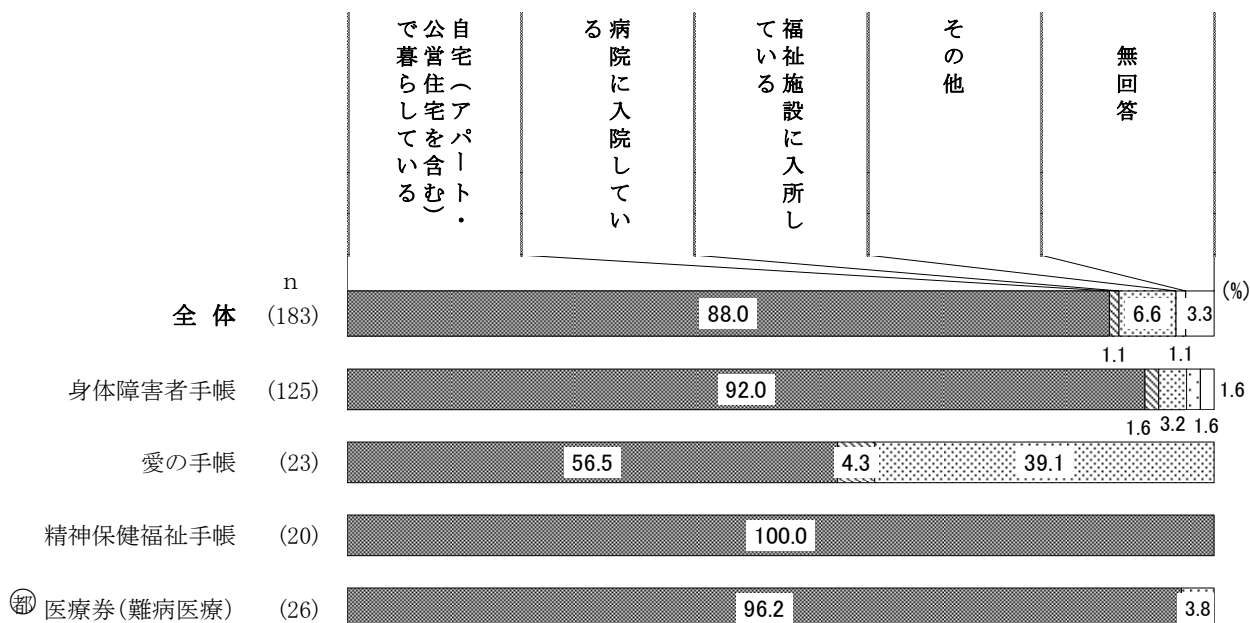
性別にみると、60歳代では「女性」の割合が高くなっています。

手帳等の種類別にみると、「70歳以上」では「身体障害者手帳」所持者の割合が高くなっています。60歳未満では「愛の手帳」「精神保健福祉手帳」「都医療券（難病医療）」所持者の割合が高くなっています。

		(人)				(%)	
		調査数	30歳未満	30～50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
全体		183	5.5	23.5	17.5	49.2	4.4
性別	男性	91	7.7	26.4	13.2	51.6	1.1
	女性	83	3.6	22.9	22.9	50.6	-
手帳等の種類別	身体障害者手帳	125	0.8	13.6	17.6	65.6	2.4
	愛の手帳	23	30.4	52.2	13.0	4.3	-
	精神保健福祉手帳	20	20.0	55.0	25.0	-	-
	都医療券（難病医療）	26	-	34.6	19.2	38.5	7.7

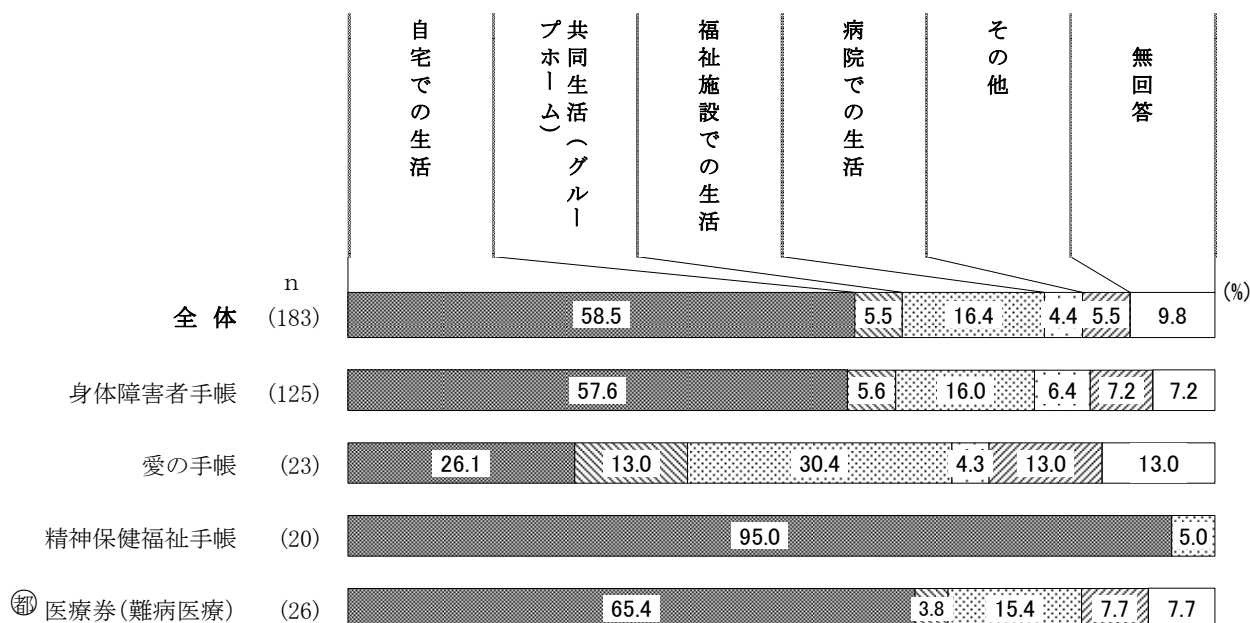
【生活の場：手帳等の種類別】

手帳の種類別にみると、「愛の手帳」所持者は「自宅（アパート・公営住宅を含む）で暮らしている」の割合が低く、「福祉施設に入所している」が高くなっています。



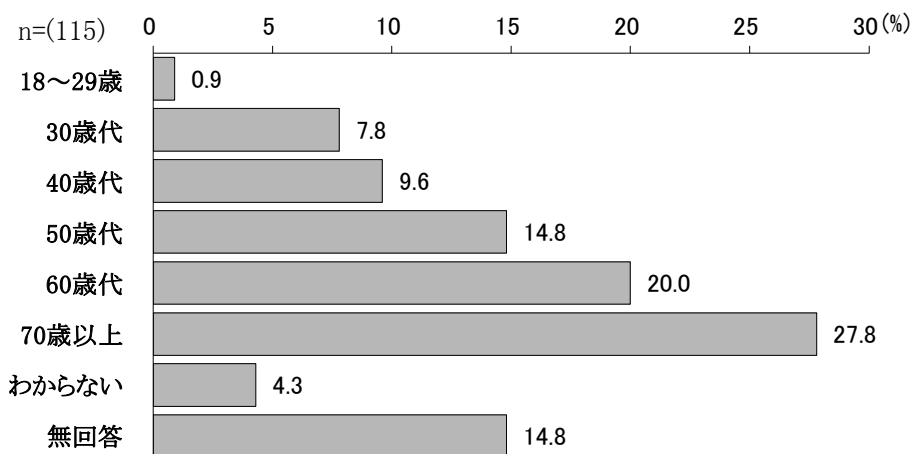
【1人になった場合の生活形態：手帳等の種類別】

手帳の種類別にみると、「愛の手帳」所持者は「自宅での生活」の割合が低く、「共同生活（グループホーム）」「福祉施設での生活」が高くなっています。また、「精神保健福祉手帳」所持者は「自宅での生活」の割合が高く、9割を超えています。



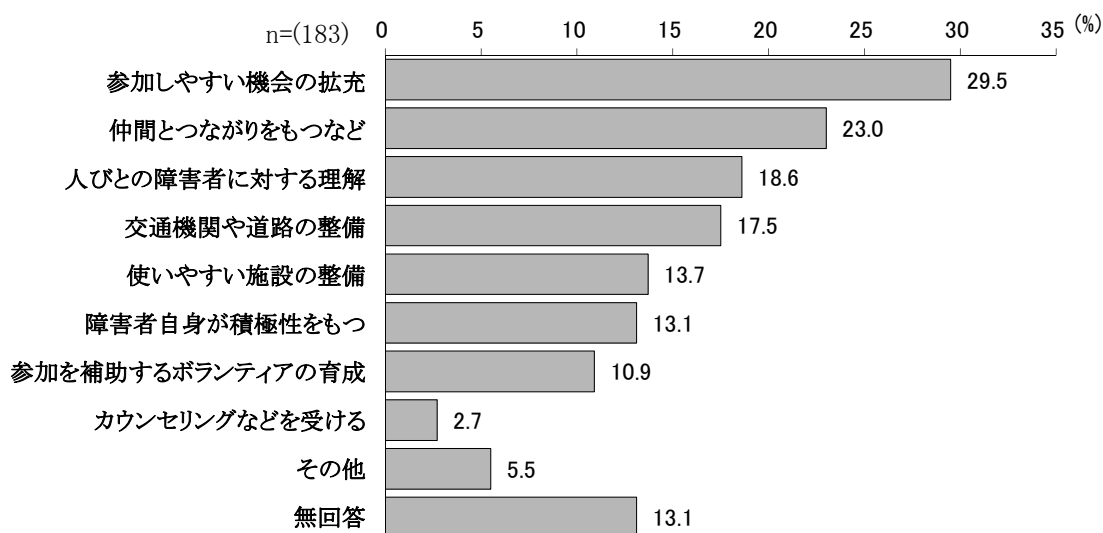
【主な介助者の年齢】

主な介助者の年齢では、「70歳以上」が27.8%と最も高く、以下、「60歳代」(20.0%)、「50歳代」(14.8%)、「40歳代」(9.6%)、「30歳代」(7.8%)となっています。一方、「わからない」は4.3%となっています。



【地域や社会に参加するために大切なこと】(複数回答)

地域や社会に参加するために大切なことでは、「参加しやすい機会の拡充」が29.5%と最も高く、以下、「仲間とつながりをもつなど」(23.0%)、「人びとの障害者に対する理解」(18.6%)、「交通機関や道路の整備」(17.5%)となっています。



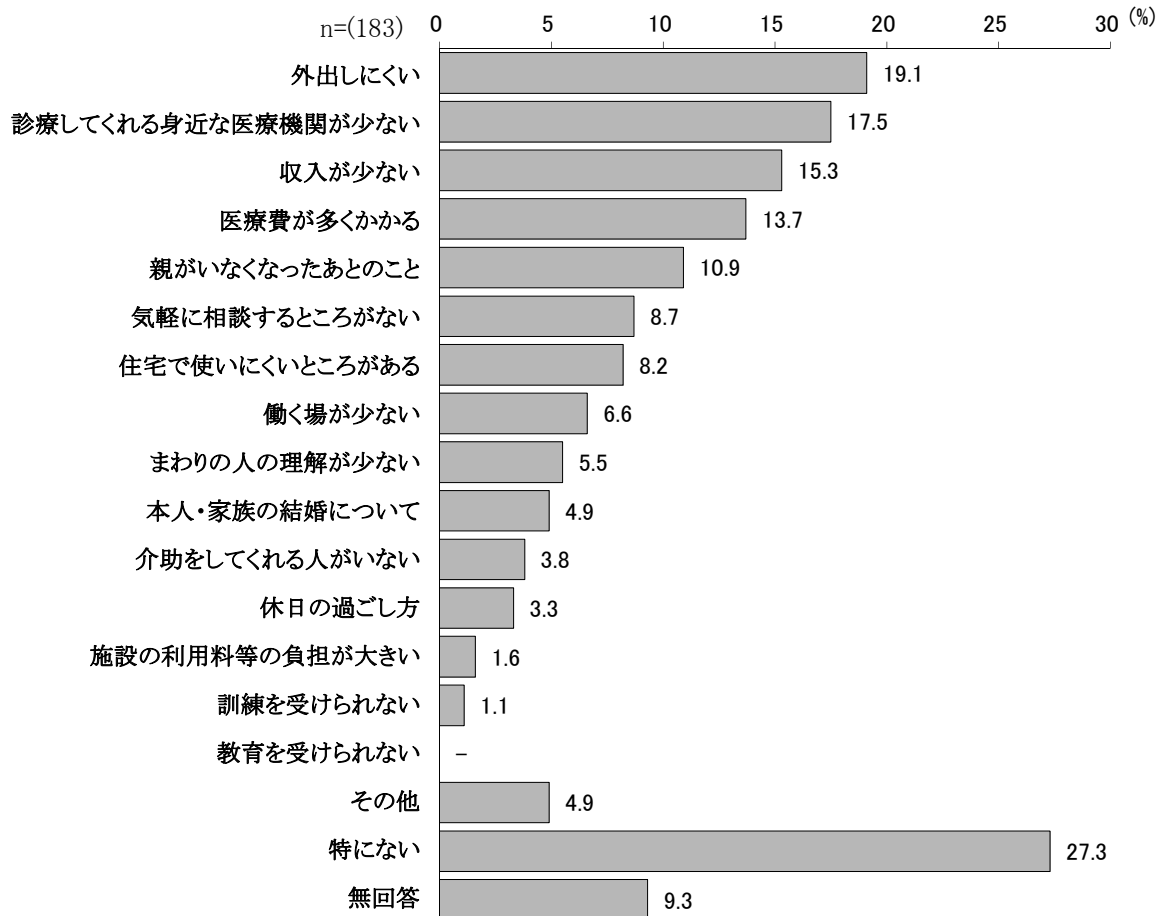
【地域や社会に参加するために大切なこと：手帳等の種類別】（複数回答）

		(人)	(%)							
		調査数	参加しやすい機会の拡充	使いやすい施設の整備	交通機関や道路の整備	人びとの障害者に対する理解	参加を補助するボランティアの育成	カウンセリングなどを受ける	仲間とつながりをもつなど	障害者自身が積極性をもつ
全体		183	29.5	13.7	17.5	18.6	10.9	2.7	23.0	13.1
手帳等の種類別	身体障害者手帳	125	28.0	12.8	17.6	11.2	11.2	1.6	27.2	10.4
	愛の手帳	23	39.1	13.0	-	26.1	26.1	4.3	13.0	13.0
	精神障害者保健福祉手帳	20	20.0	5.0	20.0	50.0	5.0	10.0	10.0	30.0
	⑤医療券（難病医療）	26	30.8	19.2	30.8	19.2	11.5	3.8	23.1	3.8

※ 「その他」「無回答」を除く

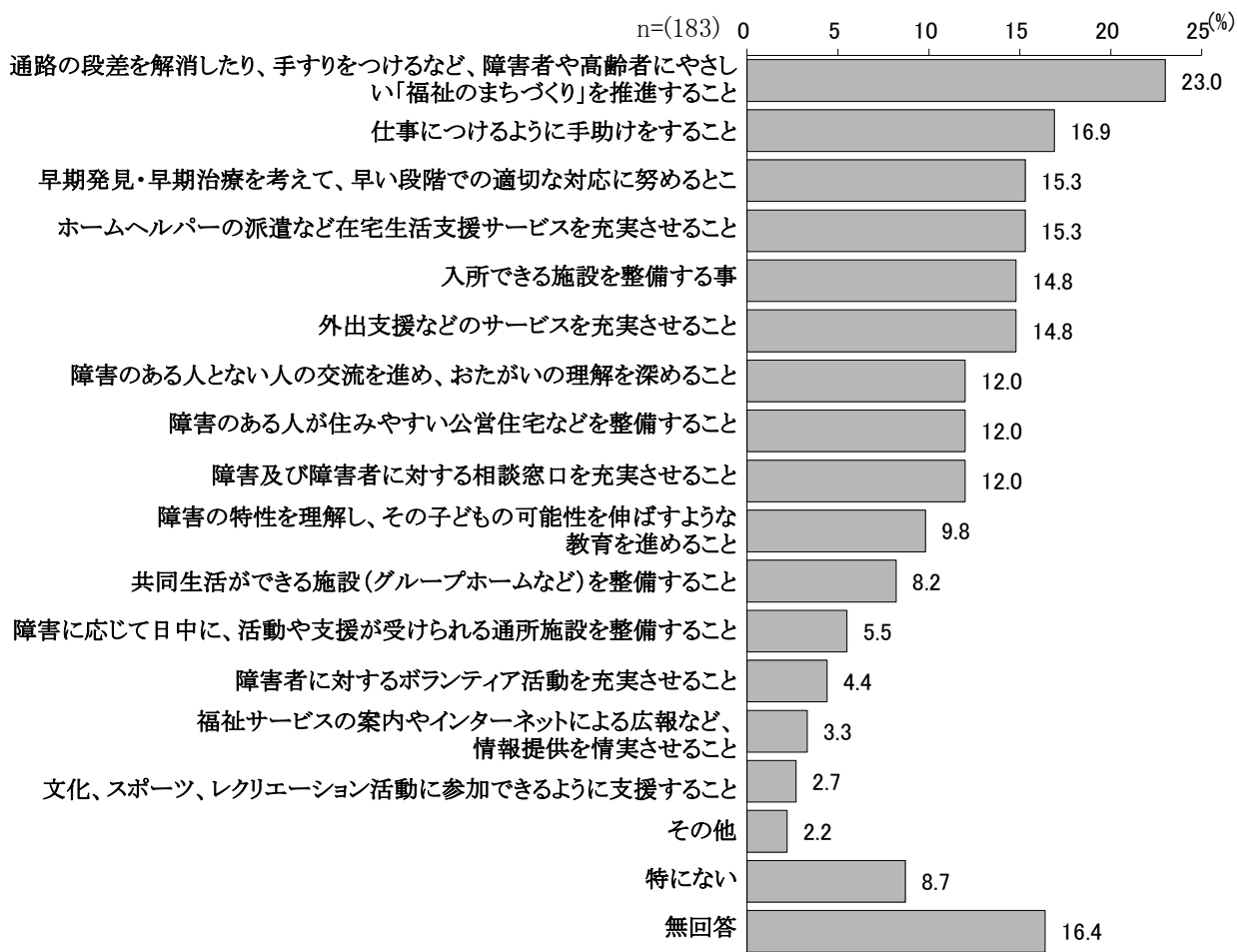
【生活で困っていること、不安なこと】（複数回答）

生活で困っていること、不安なことでは、「特にない」が27.3%と最も高くなっています。一方、具体的な選択肢の中では、「外出しにくい」(19.1%)が最も高く、以下、「診療してくれる身近な医療機関が少ない」(17.5%)、「収入が少ない」(15.3%)、「医療費が多くかかる」(13.7%)となっています。



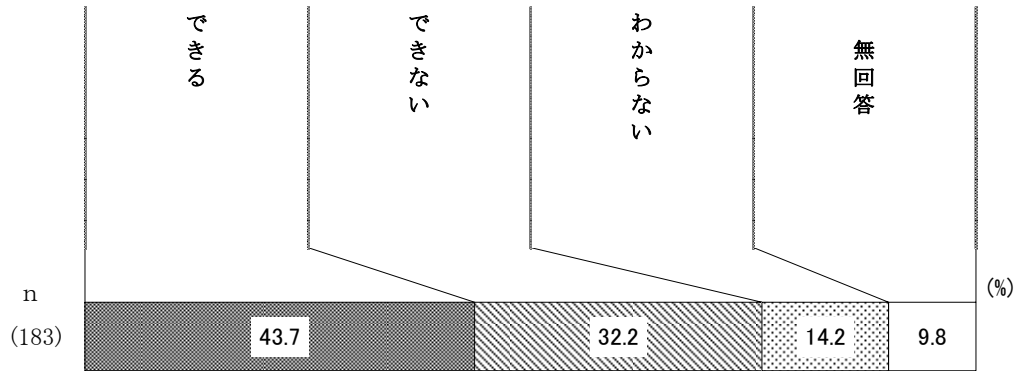
【福祉施策の重点】（複数回答）

奥多摩町に充実させてほしい障害者施策の重点では、「通路の段差を解消したり、手すりをつけるなど、障害者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること」が23.0%と最も高く、以下、「仕事につけるように手助けをすること」（16.9%）、「早期発見・早期治療を考えて、早い段階での適切な対応に努めること」「ホームヘルパーの派遣など在宅生活支援サービスを充実させること」（ともに15.3%）となっています。



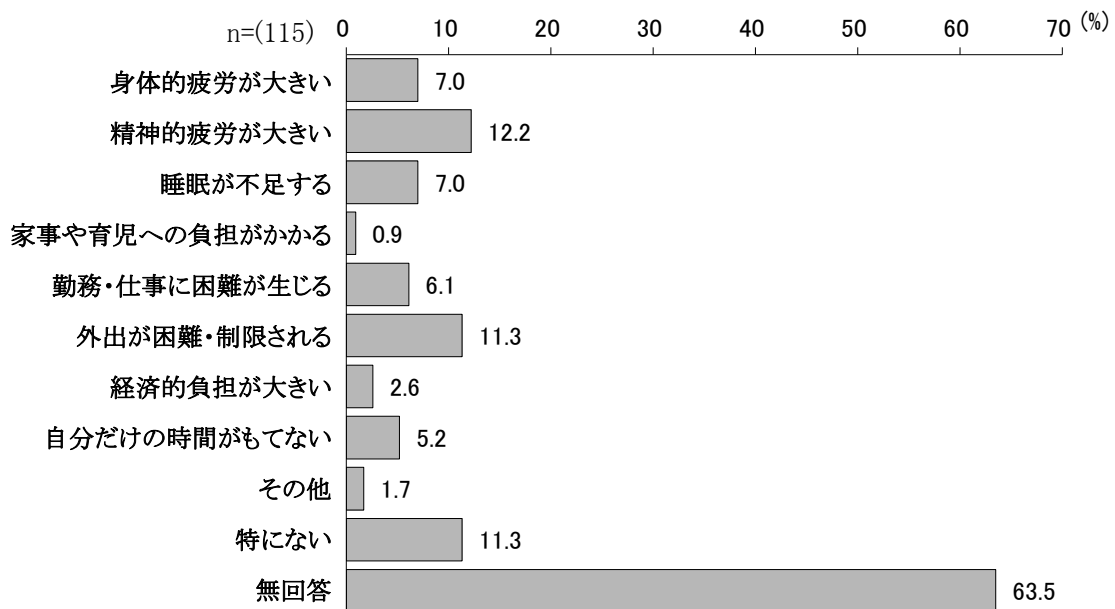
【災害発生時の避難】

災害発生時の避難では、「できる」が43.7%と最も高く、以下、「できない」(32.2%)、「わからない」(14.2%)となっています。



【介助について困っていること】(複数回答)

主な介護者の方が介助をしていて困ることでは、「精神的疲労が大きい」が12.2%と最も高く、以下、「外出が困難・制限される」(11.3%)、「身体的疲労が大きい」、「睡眠が不足する」(7.0%)、「勤務・仕事に困難が生じる」(6.1%)、「自分だけの時間がもてない」(5.2%)となっています。



第3節 障害福祉計画の達成状況

第5期障害福祉計画で設定した成果目標及び障害福祉サービス等の見込量の達成状況は次の通りです。

(1) 成果目標の達成状況

① 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針に基づき、福祉施設に入所している人の地域生活への移行を進めるために、自宅やグループホーム等に移行する人数を見込みました。

町では、施設入所者本人やその家族の意向に基づき、関係機関との連絡調整等を行いながら支援体制を構築し自宅やグループホーム等への移行を促進していますが、令和2年7月時点で施設入所者数に増減はなく、施設入所者からの地域生活移行者の実績はありません。

項目	目標	実績	目標の考え方
平成28年度末時点の施設入所者数	—	11人	
施設入所者数	9人	11人	令和2年度末の施設入所者数
削減見込み	2人	0人	既存入所者減と新規入所者増の差し引き
地域生活移行者数	1人	0人	施設入所者からグループホーム等への移行者数

② 精神障害者にも対応した地域包括システムの構築

国の基本指針に基づき、入院中の精神障害者の地域生活への移行「精神障害者の地域移行に伴う基盤整備量」は、東京都から示された目標値を踏まえ、障害福祉サービス等について必要量の確保に努め、基盤整備量（利用者数）を設定しました。

町では、障害者自立支援協議会を保健・医療・福祉関係者による情報共有や連携を協議の場として設置しました。

	長期入院患者数（1年以上の入院患者）		基盤整備量	
	平成29年630調査	実績 （平成30年）	目標 （令和2年度末）	実績 （令和2年7月）
合計	11人	14人	3人	0人
65歳以上	8人	11人	2人	0人
65歳未満	3人	3人	1人	0人

③ 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、令和2年度末までに、地域生活支援拠点を整備するため、障害保健福祉圏域、町単独、複数市町村による共同整備について検討することになっていましたが、町単独での整備が難しいことから、圏域での面的整備を検討しているところです。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

■就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和2年度に一般就労に移行する人の数の目標を設定することになっています。

町では、障害のある人の一般就労を促進するため、相談支援を通じて個々の意向をくみ上げたり、ハローワークや関係機関との連携を図っていますが、現時点で就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数の実績は2人（1人は過去に移行、最近1名は現在就労移行支援を受けて就労が決まった人）で目標を達成していました。

項目	目標	実績	目標の考え方
平成28年度の一般就労移行者数	—	0人	就労移行支援事業所等を通じて一般就労した人の数
一般就労移行者数	1人	2人	令和2年度において就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人の数

■就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針では、令和2年度末における福祉施設利用者数及び就労移行支援事業の利用者数の目標を設定することになっています。

町では、就労可能な障害のある人の掘り起こしを行うとともに、障害特性や個々の適性を考慮し、就労支援策を進めています。現時点での就労移行支援事業の利用者数は2人と、平成28年度末実績より2人減少しています。

項目	目標	実績	目標の考え方
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	—	4人	
就労移行支援事業の利用者数	5人	2人	令和2年度末において就労移行支援事業を利用する人の数

■就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率

国の基本指針では、各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とするよう求めています。

町では、目標値を設定していませんが、就労移行、職場定着の支援を強化するため、関係機関との連携、障害者就労支援事業所等と協力して、職場定着率の増加に努めています。

(2) サービス等の利用状況

① 訪問系サービス

利用のニーズが発生した場合に備え、サービスの提供基盤の確保を図っていますが、令和2年度までの利用実績はありません。

区分			平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	サービス量 (時間/月)	計画値	40	40	40
		実績値	0	0	0
	利用者数 (人/月)	計画値	2	2	2
		実績値	0	0	0

※令和2年度は見込値

② 日中活動系サービス

生活介護や就労継続支援（A型）は、ほぼ計画通りのサービス量と利用者数で推移しています。また自立訓練（生活訓練）は、計画に見込んでいませんでしたが、令和元年度から1人の利用があります。その他、就労移行支援、就労継続支援（B型）、短期入所（福祉型）はサービス量と利用者数とも計画値より下回りますが、利用は続いています。

区分			平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	サービス量 (日/月)	計画値	330	330	330
		実績値	296	280	275
	利用者数 (人/月)	計画値	15	15	15
		実績値	14	13	13
自立訓練（機能訓練）	サービス量 (日/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	サービス量 (日/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	7	2
	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	1	1
就労移行支援	サービス量 (日/月)	計画値	88	110	110
		実績値	11	28	51
	利用者数 (人/月)	計画値	4	5	5
		実績値	4	4	3
就労継続支援（A型）	サービス量 (日/月)	計画値	44	44	66
		実績値	40	43	42
	利用者数 (人/月)	計画値	2	2	2
		実績値	4	3	2

※令和2年度は見込値

区分			平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労継続支援（B型）	サービス量 （日/月）	計画値	176	198	198
		実績値	91	75	72
	利用者数 （人/月）	計画値	8	9	9
		実績値	6	5	4
就労定着支援	利用者数 （人/月）	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
療養介護	利用者数 （人/月）	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
短期入所（福祉型）	サービス量 （日/月）	計画値	14	21	21
		実績値	3	2	1
	利用者数 （人/月）	計画値	2	3	3
		実績値	2	1	1
短期入所（医療型）	サービス量 （日/月）	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	利用者数 （人/月）	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0

※令和2年度は見込値

③ 居住系サービス

共同生活援助及び施設入所支援は、ほぼ計画通り、利用者数が推移しています。

区分			平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	利用者数 （人/月）	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
共同生活援助	利用者数 （人/月）	計画値	10	11	12
		実績値	8	8	8
施設入所支援	利用者数 （人/月）	計画値	11	10	9
		実績値	12	11	11

※令和2年度は見込値

④ 相談支援

計画相談支援は、ほぼ計画通りに推移しています。令和2年7月時点で地域移行支援や地域定着支援の利用実績はありません。

区分			平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	利用者数 （人/月）	計画値	3	4	4
		実績値	4	3	6
地域移行支援	利用者数 （人/月）	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
地域定着支援	利用者数 （人/月）	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0

※令和2年度は見込値

⑤ 地域生活支援事業

実施事業については、成年後見制度法人後見支援事業、手話奉仕員養成研修事業がそれぞれ未検討、未実施の他はすべて実施しています。相談支援事業、意思疎通事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業（個別移動支援）ともほぼ計画通りに推移しています。

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画値	実施	実施
		実績値	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	実施	実施
		実績値	実施	実施
相談支援事業	利用者数 (人/月)	計画値	5	5
		実績値	0	0
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	計画値	実施	実施
		実績値	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	計画値	検討	準備
		実績値	未検討	未検討
意思疎通支援事業	利用者数 (人/月)	計画値	1	1
		実績値	1	1
日常生活用具給付事業	利用者数 (人/月)	計画値	21	25
		実績値	17	20
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	計画値	実施	実施
		実績値	未実施	未実施
移動支援事業（個別移動支援）	サービス量 (時間)	計画値	55	55
		実績値	51	55
	利用者数 (人/月)	計画値	5	5
		実績値	6	6
地域活動支援センター	箇所	計画値	1	1
		実績値	1	1
	利用登録者	計画値	28	28
		実績値	21	21

※令和 2 年度は見込値

第4節 障害児福祉計画の達成状況

第1期障害児福祉計画で設定した成果目標及び障害福祉サービス等の見込量の達成状況は次の通りです。

(1) 成果目標の達成状況

① 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

国の基本指針では、令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（市町村単独では困難な場合は圏域）に1か所設置すること、また、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標として求めています。

町では、児童発達支援センターは未設置、保育所等訪問支援は未構築となっており、今後の検討事項となっています。

② 医療的ニーズへの対応

国の基本指針では、令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保（市町村単独では困難な場合は圏域）すること、また、平成30年度末までに、市町村において、保健・医療・障害福祉・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本（市町村単独では困難な場合は圏域）としています。

町では、障害者自立支援協議会を医療的ケア児支援のための情報共有や連携を行う協議の場としました。

(2) サービス等の利用状況

① 障害児通所支援事業

令和元年度から放課後等デイサービスの利用がありました。その他の事業実績はありません。

区分			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
児童発達支援	サービス量 (日/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
放課後等デイサービス	サービス量 (日/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	15	11
	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	1	2
保育所等訪問支援	サービス量 (日/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
医療型児童発達支援	サービス量 (日/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	サービス量 (日/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0

※令和 2 年度は見込値

② 障害児相談支援事業

計画期間中の利用者数はすべて 0 人と見込んでいましたが、令和元年度から 1 人の利用がありました。

区分			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	1	1

※令和 2 年度は見込値

第2章 障害者計画（基本計画）の基本的方針

第1節 基本理念

ともに認めあい ささえあうまち 奥多摩

障害者が住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるようなまちをつくっていくことが重要です。

上位計画である「第5期奥多摩町長期総合計画」の健康・福祉分野のまちづくりの基本方針「みんなで支えるホットなまちづくり」、「奥多摩町地域保健福祉計画」の基本理念「一人ひとりがささえあい みんなでつくるまち 奥多摩」を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本理念である「ともに認めあい ささえあうまち 奥多摩」を継承・進展させ、障害者施策における町民・地域・町の共通の目標としていきます。

ノーマライゼーションの理念のもとに、誰もがお互いに認めあい、尊重しあい、支えあいながらいきいきと暮らすことができる地域社会が求められています。

一人ひとりがまわりの人々に関心をもって、支えあいながら安心して暮らすことができるよう、そして、自分らしく暮らしていける共生社会を地域で実現することが必要です。

このように社会的な障壁がなくなり、誰もが生活や行動しやすい社会は、すべての人にとって住みよい社会となります。

本町では、すべての人が地域の中で安心して生活できるよう、「ともに認めあいささえあうまち 奥多摩」という基本理念のもとに障害福祉施策の充実を図り、自分らしく暮らしていけるよう必要な福祉サービスを提供するよう努めます。

第2節 基本的視点

本計画の「基本理念」を実現するために、次の3つの視点に留意しながら計画を推進していくこととします。

基本的視点1	自分らしくいきいきと（自己決定・自己選択の尊重）
本人の意思に基づいて、その人に合った形で自立した生活・働き方を選択し、自分らしく送ることができるよう、支援していきます。	
基本的視点2	地域で暮らす（一元的なサービスの実施・地域生活の継続の支援）
一人ひとりの細かなニーズに対応できるような身近で一元的なサービスの提供を進めます。また、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整備していきます。	
基本的視点3	支えあい、助けあう（地域共生社会の実現に向けた取組）
障害者やその家族、関係機関・団体等だけでなく、地域の人たちや事業所など多くの人たちの参画のもと、互いに支えあい、地域や家庭で安心して暮らせるまちづくりにみんなで取り組んでいきます。	

第3節 基本目標

「基本理念」の内容を実現するための基本目標は、分野別計画の上位計画にあたる「奥多摩町地域保健福祉計画」で示す基本目標をもとに障害福祉版として、以下のように設定しました。

基本目標1	安心して暮らせるまちづくり
障害者及び障害のある子どもが抱える様々な不安を解消し、個人の尊厳、自律及び自立の尊重を目指し、安心した暮らしを送っていくために、支援が必要な方の積極的な把握に努め、地域住民と協力して、地域で見守る体制づくりを推進し、安心して暮らせる地域づくりをめざします。	
基本目標2	いきいきと参加するまちづくり
障害者及び障害のある子どもの自立と社会参加の促進に向けて、余暇活動等の充実に向けた社会環境の整備を進め、さまざまな活動への参加を通じて、障害者の生活の豊かさにつながるようなまちづくりをめざします。	
基本目標3	支えあい、ともに生きるまちづくり
地域住民の障害への理解と認識を深め、障害の有無によって分け隔てられることがないよう、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざします。	

第4節 施策の体系

町では前節のとおり、「一人ひとりがささえあい みんなでつくるまち 奥多摩」をめざすため、その目標ごとに施策を分類し、国の障害者基本計画（第4次）の分野別の基本的な方向とも整合を図りつつ、次のように各種事業を体系化しました。

基本理念	ともに認めあい ささえあうまち 奥多摩
-------------	---------------------

基本目標	基本施策	施策方針
1. 安心して暮らせるまちづくり	(1) 相談・支援体制	障害者の相談・支援の充実
		障害福祉サービス等情報公表制度の周知と各種情報提供
		各種障害者支援機関・団体との連携強化
		保健所の相談支援の活用
	(2) 障害福祉サービス	障害福祉サービスの充実
		精神障害者に対するサービスの充実
		難病患者への支援の充実
		障害児支援の充実
	(3) 安全・安心な生活環境の整備	障害者に配慮したまちづくりの推進
		避難行動要支援者への見守り活動の充実
	(4) 権利擁護の推進及び虐待の防止	成年後見制度利用支援事業の推進
		障害者虐待防止の推進
	(5) 就業・経済的自立の支援	障害者就労サポート事業の充実
		生活総合相談窓口の充実
	2. いきいきと参加するまちづくり	(1) 社会参加
コミュニケーション支援の充実		
地域のささえあい、助けあい事業の推進		
(2) 余暇活動等の推進		外出・移動支援の充実
		健康づくりの支援
3. 支えあい、ともに生きるまちづくり	(1) 障害への理解と交流	障害に対する理解の促進
		障害者差別解消法の住民への周知
	(2) 地域共生社会の実現	地域保健福祉計画との連携推進
		障害者自立支援協議会の充実

各論

第1章 障害者計画（基本計画）

第1節 安心して暮らせるまちづくり

（1）相談・支援体制

【取組の方向性】

障害者が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていくため、身近に相談できる体制が整っていることが重要です。アンケート調査結果によれば、悩みや困ったことへの相談相手として、年齢・手帳等の種類に関わらず、「家族・親族」が最も多いですが、2番目以降は「医師」や「友人・知人」、「地域包括支援センター・ケアマネジャー」、「福祉施設や作業所の職員」、「町の職員」など様々の相談先があげられており、障害種別、年齢別、状態等に応じた相談窓口の充実が求められています。

町では、障害者やその家族のための一次的な相談窓口機能として、保健・医療・福祉サービスの情報提供や専門機関への紹介も含めた総合的な相談を「保健福祉センター」で実施しており、今後とも相談・支援体制の充実に取り組みます。また、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し積極的に働きかけ、相談者に合わせた支援ができるよう、関係機関との連携強化に努めます。

■障害福祉に関するアンケート調査結果より■

【悩みや困ったことの相談相手：年齢別・手帳等の種類別】（複数回答）

		(人)						(%)
		調査数	家族・親戚	医師	友人・知人	地域包括支援センター・ケアマネジャー	福祉施設や作業所の職員	町の職員
全体		183	77.0	27.9	26.2	13.1	8.2	5.5
年齢別	30歳未満	10	90.0	20.0	30.0	-	20.0	-
	30～50歳代	43	65.1	34.9	27.9	9.3	16.3	9.3
	60歳代	32	65.6	28.1	25.0	12.5	9.4	6.3
	70歳以上	90	84.4	23.3	23.3	17.8	2.2	3.3
手帳等の種類別	身体障害者手帳	125	80.0	24.0	23.2	16.0	1.6	4.0
	愛の手帳	23	60.9	8.7	17.4	-	43.5	4.3
	精神障害者保健福祉手帳	20	60.0	55.0	30.0	20.0	10.0	15.0
	都医療券（難病医療）	26	88.5	34.6	30.8	7.7	3.8	7.7

※ 全体の上位6位まで表示

【施策を支える主な事業】

■障害者の相談・支援の充実
保健福祉センターが相談支援の中核を担い、障害者に幅広く対応し、専門医の見立てや助言を受けながら障害の個別性に合わせた適切なサービスの提供に努めます。また、保健師による相談及び電話・訪問・来所等、対象者の状況に合わせ実施していきます。 障害児に関する相談については、子ども家庭支援センターとも連携し、子育てのこと、健康・発達のことなど、支援が必要な子どもとその家庭への積極的な相談対応に努めます。 さらに、西多摩保健所や多摩総合精神保健福祉センター等の相談窓口の周知にも努めます。
■障害福祉サービス等情報公表制度の周知と各種情報提供
障害福祉サービス等情報公表制度（平成30年4月施行）を広く周知し、障害福祉サービス等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう、各種相談窓口等と連携により、インターネットによる閲覧情報検索の周知に努めます。 福祉に係る施策やサービスについての情報を掲載した冊子（障害編、母子・子育て編、高齢者編）を作成し、制度の変更や町の取り組む事業について、内容の見直しを図り、周知に努めます。
■各種障害者支援機関・団体との連携強化
障害者自立支援協議会、地域活動支援センター、特定相談支援事業所、障害福祉サービス事業所など各種障害者団体との連携の強化に努めます。また、町外の障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、多摩精神保健福祉センター、保健所等、対象者に合わせた必要な専門機関とも連携し、障害者の支援に取り組みます。
■保健所の相談支援の活用
保健所では、精神保健医療相談、思春期ころの相談、依存症相談、発達障害のお子さんに関する相談など、各種専門医が対応する専門相談があります。また、難病の方を対象に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等それぞれのリハビリ専門スタッフが体の状況に合わせて対応するリハビリ訪問指導があります。さらに、各種家族会なども行われています。町は、保健所と密接に連携し、保健所で行う専門性の高い事業への橋渡しを積極的に行い、活用を促します。

（２）障害福祉サービス

【取組の方向性】

障害者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営むことができるよう、個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、地域生活への移行支援や在宅サービス等の提供体制の確保が求められています。アンケート調査結果によれば、平日の日中の過ごし方は、障害種別、年齢別で様々ですが、会社などでの就労、福祉作業所や施設、自宅といったところが多くなっています。

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害のある人のサービスを実施しています。自立支援給付として、日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、短期入所、療養介護）、居宅サービス（共同生活援助、施設入所支援）、障害児サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）や計画相談支援を実施するとともに、地域生活支援事業（障害者等相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業）を実施します。

また、国の障害福祉サービス等情報公開制度を活用することで、障害福祉サービス等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて質の高いサービスを選択できるよう、広報・啓発に努めていきます。

■障害福祉に関するアンケート調査結果より■

【平日の日中の過ごし方：年齢別・手帳等の種類別】

		(人)	(%)							
		調査数	保育園や学校などに通っている	生活介護・療養介護に通っている	会社などで働いている	就労系事業所に通っている	福祉作業所に通っている	入所施設に多い	入院して療養している	自宅に多い
全体		183	0.5	1.6	14.2	2.2	3.3	3.3	1.1	58.5
年齢別	30歳未満	10	10.0	-	40.0	-	10.0	-	-	30.0
	30～50歳代	43	-	2.3	30.2	7.0	2.3	9.3	2.3	25.6
	60歳代	32	-	3.1	18.8	-	9.4	-	-	62.5
	70歳以上	90	-	1.1	2.2	-	1.1	2.2	1.1	74.4
手帳等の種類別	身体障害者手帳	125	-	1.6	10.4	-	0.8	1.6	1.6	66.4
	愛の手帳	19	4.3	8.7	21.7	4.3	13.0	17.4	4.3	8.7
	精神障害者保健福祉手帳	18	-	-	20.0	10.0	10.0	-	-	50.0
	⑤医療券（難病医療）	14	-	-	26.9	3.8	-	3.8	-	61.5

※ 「その他」「無回答」を除く

【施策を支える主な事業】

■障害福祉サービスの充実

障害者が地域の中で自立し、自分らしく暮らしていけるような総合的な支援体制の構築をめざし、今後も障害者総合支援法に基づくサービスの適切な提供に努めます。併せて障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する方の地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により適切な支援を行う自立生活援助を行います。

■精神障害者に対するサービスの充実

精神障害者に対し、個別性を把握したうえで支援につなげ、地域活動支援センターの利用、精神障害者支援事業の実施、日常生活の訓練や援助、就労支援や社会参加への支援など、地域のなかで安心して暮らし続けることができるサービスを総合的に提供していきます。また、精神障害者に対応できるヘルパー派遣について、サービス提供可能な事業所の把握に努めます。

■難病患者への支援の充実

難病患者の医療費の助成や健康指導、健診の受診率の向上など、関係機関と連携して充実を図るとともに、障害福祉サービスの利用の周知、相談等の充実に努めます。

■障害児支援の充実

障害児の健やかな育成を支援するため、児童福祉法に基づくサービスの適切な提供に努めます。また、障害児又はその家族に対する支援について、子ども家庭支援センターや保健所等と連携し、適切な支援を実施するよう努めます。

(3) 安心・安全な生活環境の整備

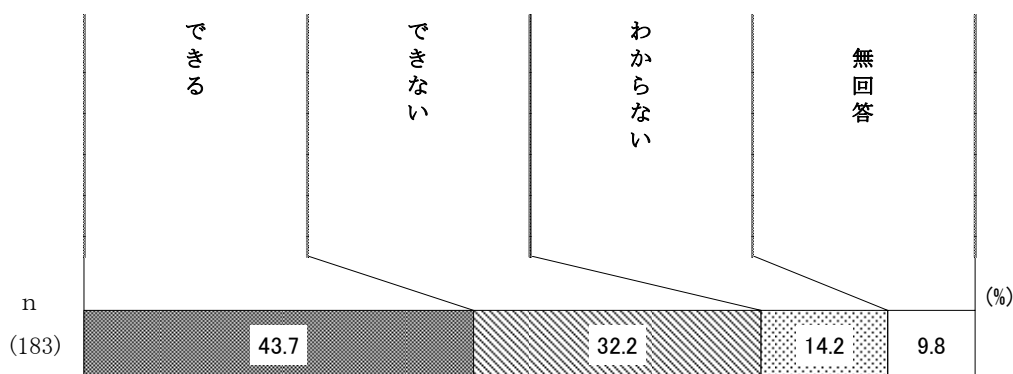
【取組の方向性】

障害のある人が地域において自立し快適で安定した生活を送るためには、生活の拠点となる住宅の環境整備が重要です。また、障害者が安全に安心して生活していくためには、平時から防災関係部署と連携し、災害に強い地域づくりを進めたり、犯罪被害や消費者被害から守るための防止策が求められています。アンケート調査結果によれば、災害発生時の一人での避難の可能性は3割強の方ができないと回答しており、適切な避難支援や安否確認等の体制整備が求められています。

町では、住宅改善に対する助成制度の周知を図り、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を促進します。また、災害時要配慮者台帳を整備し、個人情報取扱いの運用基準の整備、民生・児童委員や自治会、消防団との連携を図ります。

■障害福祉に関するアンケート調査結果より■

【災害発生時の一人での避難の可能性】



【施策を支える主な事業】

■障害者に配慮したまちづくりの推進

障害者をはじめ、すべての住民の日常生活の安全や社会参加の機会を確保するために、歩道の整備や段差改善、転落防止柵等の計画的な整備を進め、障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりを進めていきます。

■避難行動要支援者への見守り活動の充実

保健師や自治会、民生・児童委員が関係機関と連携して、地域のなかでの見守り活動を促進します。また、町では避難行動要支援者の把握に努め、関係機関との連携し、顔が見える関係性を構築します。

(4) 権利擁護の推進及び虐待の防止

【取組の方向性】

障害者虐待の防止、権利擁護のための取組を進めることも重要な要素となります。

町では、障害のある人が住み慣れたまちで安全に暮らしていくため、権利擁護体制を確立し充実を図っています。

今後とも、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、相談支援員等による未然防止、一時保護に必要な居室の確保及び養護者に対する相談等の支援に向けた取組を進めます。また、障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、成年後見制度等の周知及び適切な利用の促進に向けた取組を進めます。

【施策を支える主な事業】

■成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度利用支援として、成年後見申立てに係る手続きを支援し、低所得者に対しては申立てに係る費用及び後見人等に対する報酬を補助します。また、成年後見制度の利用を推進するため、社会福祉協議会とも連携し、周知と利用促進を図ります。

■障害者虐待防止の推進

虐待の早期発見に努め、虐待を受けた障害者の安全を確保し、関係機関と連携しながら、養護者に対する相談、指導、助言、その他必要な支援を行います。また、障害者虐待防止に向け、障害者虐待防止リーフレットの作成と全戸配布など広報・啓発に努めるとともに、虐待に関する各種相談に対応し、充実を図ります。

(5) 就業・経済的自立の支援

【取組の方向性】

障害のある人の「就労」は、収入・社会参加として非常に重要な課題であり、多様な就業の機会を確保したり、就労支援の担い手を育成したり、関係機関と連携したりして、雇用・就業促進に向けた施策や福祉施策との適切な支援体制を組むことが重要となります。

町では、就労相談の身近な窓口として「障害者就労サポート事業」を行い、関係機関と連携しながら対応しています。また、障害のある人が地域で安心して生活していくために、経済的に安定し、生活安定への支援の観点から、手当等の適正な支援や諸制度の周知に努めています。

今後とも、国や都の手当制度や医療費助成制度との連携を図りながら、相談窓口等での情報提供を進めるとともに、雇用・就業促進に関する施策や福祉施策との適切な支援に向けて、関係部署・機関との連携づくりを進めていきます。

【施策を支える主な事業】

■障害者就労サポート事業の充実

障害者の就職は、就労に適した生活リズムの獲得、通勤や仕事に対応できる体力・気力と、それが確認できるだけの通所実績、体調や病状の自己管理能力、個々の障害特性を理解し働くうえで必要な支援の認識など、就労に向けての様々な準備が必要となります。町は、障害・精神保健の相談から就労相談まで一貫して行うことで、対象者の就職活動までの様々な過程を理解し、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、ハローワークなど就労支援の専門機関につなぎ、専門機関と連携を密にとりながら就業に向けた支援を行っていきます。

■生活総合相談窓口の充実

生活相談については、保健福祉センターが総合的な窓口となり実施します。相談者の状況を的確に把握し、社会福祉協議会、西多摩くらしの相談センター、西多摩福祉事務所等関係機関への取り次ぎや紹介を行うなど総合的な対応を行い、生活総合相談窓口機能の充実を図ります。

第2節 いきいきと参加するまちづくり

(1) 社会参加

【取組の方向性】

障害のある人にとって、スポーツ、文化活動などの余暇活動を行ったり、地域の人と交流したりすることは、非常に大切なこととなります。また地域社会からの孤立を防ぎ、地域や社会との接点を確認していくことが重要です。アンケート調査結果によれば、地域や社会に参加するために大切なことは、全体として「参加しやすい機会の拡充」が約3割で最も多く、参加のしやすさが求められています。

町では、障害のある人の参加のしやすさという観点も考慮しながら、地域活動支援センターでの活動のきっかけづくり、活動場所の提供を進めるとともに、交流事業として、重度身体障害者日帰り見学会やレクリエーションなどを開催し、交流の支援・促進に努めていきます。

■障害福祉に関するアンケート調査結果より■

【地域や社会に参加するために大切なこと：手帳等の種類別】（複数回答）

		(人)	(%)								
		調査数	参加しやすい機会の拡充	使いやすい施設の整備	交通機関や道路の整備	対する理解	人びとの障害者に対する理解	参加を補助するボランティアの育成	カウンセリングなどを受ける	仲間とつながりをもつなど	障害者自身が積極性をもつ
全体		183	29.5	13.7	17.5	18.6	10.9	2.7	23.0	13.1	
手帳等の種類別	身体障害者手帳	125	28.0	12.8	17.6	11.2	11.2	1.6	27.2	10.4	
	愛の手帳	23	39.1	13.0	-	26.1	26.1	4.3	13.0	13.0	
	精神障害者保健福祉手帳	20	20.0	5.0	20.0	50.0	5.0	10.0	10.0	30.0	
	⑤医療券（難病医療）	26	30.8	19.2	30.8	19.2	11.5	3.8	23.1	3.8	

※ 「その他」「無回答」を除く

【施策を支える主な事業】

■地域活動支援センターの充実

地域活動支援センターでは、創作活動、生産活動の機会の提供を継続します。福祉会館や子ども家庭支援センター内の喫茶コーナーでの接客・販売等、障害者の活動の場を確保するとともに、様々なレクリエーション等を通じて、社会との交流促進を図っていくなど地域活動支援センターのさらなる充実を図ります。

■コミュニケーション支援の充実

聴覚等の障害により意思疎通が困難で手話が利用できる障害者に対し、手話通訳者を派遣し、社会参加の促進を図ります。

■地域のささえあい、助けあい事業の推進

当事者団体や地域団体の活動を支援し、障害者の孤立を予防するとともに、民生・児童委員活動において地域から出された相談や問題に対し、関係機関と連携して、問題解決を図ります。また、障害者世帯など一人で外出することが困難な方への買い物支援、医療機関送迎支援、見守り支援等を住民同士で支えあう「地域ささえあいボランティア事業」の普及、利用の促進及び協力会員等の確保に努めます。

(2) 余暇活動等の推進

【取組の方向性】

余暇活動とは生活の中になくしてはならないものです。余暇を過ごすことは、自分らしい豊かな毎日を過ごすために欠かせない要素であり、障害の有無に関わらず重要なものです。アンケート調査によれば、生活で困っていること、不安なことは、全体として「外出しにくい」が最も多くなっており、外出しやすいまちづくりが求められています。

町では、余暇・レクリエーション活動を通じて、障害者等の健康づくりや交流、余暇活動を進めるとともに、外出・移動支援の充実を図り、生活の豊かさにつながる環境の整備や支援の取組を進めていきます。

■障害福祉に関するアンケート調査結果より■

【生活で困っていること、不安なこと：手帳等の種別】（複数回答）

		(人)						(%)
		調査数	外出しにくい	診療して くれる 身近な 医療機関が 少ない	収入が 少ない	医療費が 多く かかる	親が いなくな った あとの こと	気軽に 相談す ると ころが ない
全体		183	19.1	17.5	15.3	13.7	10.9	8.7
手帳等の 種別	身体障害者手帳	125	23.2	18.4	12.0	12.0	4.8	6.4
	愛の手帳	23	-	8.7	4.3	13.0	34.8	4.3
	精神障害者保健福祉手帳	20	15.0	5.0	30.0	5.0	30.0	35.0
	㊦医療券（難病医療）	26	19.2	34.6	42.3	23.1	3.8	-

※ 全体の上位6位まで表示

【施策を支える主な事業】

■外出・移動支援の充実

重度障害者の社会参加の促進、外出・移動を支援するため、タクシー乗車料金等の助成について、今後も引き続き、制度の充実を図ります。

また、障害により外出の機会が少ない方に、精神障がい者のつどい「なごみの会」など福祉団体の周知を行い、活動に参加してもらうことで、外出切っ掛けや交流の場となるよう努めます。

■健康づくりの支援

障害者のグループ等からの依頼に基づいて地域に出向き、健康づくりの座学や簡単な体操・運動等の実技指導により、外出機会の少ない在宅の障害者の健康づくりの支援を継続して実施していきます。

第3節 支えあい、ともに生きるまちづくり

(1) 障害への理解と交流

【取組の方向性】

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、様々な主体の取組と連携し、各種広報・啓発活動を進めることが大切です。また、「自立と社会参加」が実現するためには、障害や病気への正しい理解が重要であり、身近な地域で生活していくことが「当たり前のこと」であることを、様々な機会を活用して地域社会に発信していく必要があります。

町では、障害そのもの及び障害者への理解を促進するため、広報紙への記事掲載等を通じての情報の提供や講演会等による啓発のための活動を実施したり、町の各種催しへの参加の呼び掛けなどの交流を図ってきました。

今後とも、様々な情報発信の機会を通して、障害に対する理解促進を図るとともに、障害者差別解消法等の周知促進に努めていきます。

【施策を支える主な事業】

■障害に対する理解の促進

障害に対する正しい理解を深めることができるよう、各種イベントの開催や啓発活動に努めるとともに、障害者が地域活動に参加・交流でき、困っている時には周りの人がサポートできる環境づくりに努めます。

■障害者差別解消法の住民への周知

行政や障害者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を進めていきます。

(2) 地域共生社会の実現

【取組の方向性】

障害者基本法の目的において、障害の有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することとあります。

「地域共生社会」の実現に向けて、地域課題の解決力強化、地域丸ごとのつながりの強化、地域を基盤とする包括的支援の強化、専門的人材の機能強化・活用が必要とされ、地域包括ケアシステムの深化・推進を通じ、障害者のみならず、高齢者や子どもなどの生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送る事ができるよう、地域住民と公的支援の連動や、切れ目のない支援の実現が求められています。さらに国では令和2年6月5日に、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する自治体の包括的な支援体制の構築が求められています。

町では、国の動向を踏まえつつ、地域共生社会の実現に向けて、地域保健福祉計画との連携を進めるとともに、障害者自立支援協議会の充実を図ります。

【施策を支える主な事業】

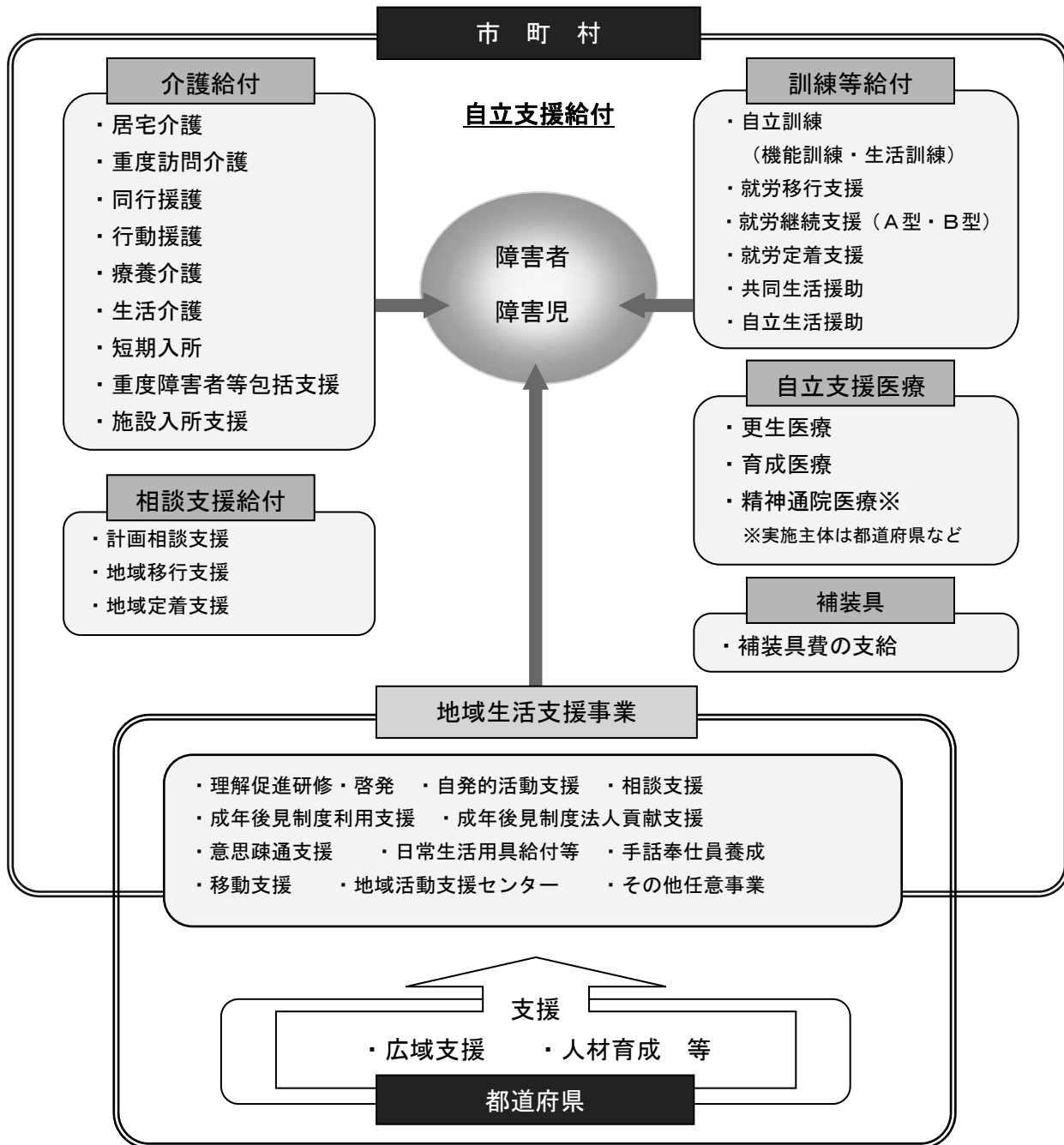
■地域保健福祉計画との連携推進
地域住民及び支援関係機関の相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に向けて、包括的に支援が提供される体制整備に向けて、地域保健福祉計画との連携を図ります。
■障害者自立支援協議会の充実
障害者の地域生活を支援するため、障害者福祉に係る関係機関が情報を共有し、課題解決等、様々な協議を行います。困難事例の協議、計画の進捗状況管理等、今後もさらなる充実を図ります。 また、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムや医療的ケア児支援に関する保健・医療・障害福祉関係者の協議の場として活用し、相談・支援の充実に努めます。

第2章 第6期障害福祉計画

第1節 サービス体系

(1) サービス体系図

障害者総合支援法に基づくサービス体系は、下記の図のようになっています。



(2) サービス等の内容

【主なサービス内容】

	区 分	サービス内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅における入浴、排せつ、食事等の支援を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人に、居宅における入浴、排せつ、食事、外出時の移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人に、危険を回避するために必要な援護や外出時の支援を行います。
	重度障害者等包括支援	重度の障害により介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、軽作業等の生活活動や創作活動の機会の提供を行います。
	自立訓練(機能訓練)	身体障害者等に、理学療法や作業療法などのリハビリ等の支援を行います。
	自立訓練(生活訓練)	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人に、日常生活に必要な訓練、相談及び助言等の支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供し、知識や能力向上のために必要な訓練などを行います。
	就労定着支援	一般就労した障害者が、職場に定着できるよう支援する事業で、施設の職員が障害者の就職した事業所を訪問することで、障害者や企業を支援します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関への入院と合わせて、機能訓練や介護及び日常生活上の支援を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事等の支援を行います。

区 分		サービス内容
居住系サービス	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日などに、共同生活を行う居宅において、相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事等の援助を行います。
相談支援	計画相談支援	障害者の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
	地域移行支援	施設や病院に長期入所等している人が、地域生活に移行できるよう居宅の確保や地域生活の準備などの地域移行支援を行います。
	地域定着支援	施設や病院に長期入所等していた人が、地域生活に移行後、安心して地域生活を継続できるよう連絡、相談等の地域定着支援を行います。
自立支援医療	更生医療	身体障害のある18歳以上の障害者に対して、指定医療機関で対象となる障害を軽減したり、機能を回復したりするための医療です。
	育成医療	身体障害のある18才未満の肢体不自由、音声・言語機能障害、視聴覚障害、心臓機能障害(手術を伴う場合)、腎臓障害、先天性内臓障害(手術を伴う場合)の児童に対して、指定医療機関で対象となる障害を軽減したり回復するための治療です。
	精神通院医療	精神疾患の継続的な通院治療です。
補装具	障害者が日常生活に必要な移動や動作を行うために、身体機能の障害や身体欠損を補完・代替するための用具について、購入・修理または貸与に要した費用の支給を行います。	

【地域生活支援事業】

区分	事業名	事業内容
必須事業	理解促進研修・啓発	日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等への理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけの強化を行います。
	自発的活動支援	自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みへの支援を行います。
	相談支援	様々な相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、また、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう就労に関する支援を行います。
	成年後見制度利用支援	障害者等の権利擁護又は、成年後見制度の周知を図り、利用を希望する人に支援を行います。
	成年後見制度法人後見支援	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、一般住民による後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を行います。
	意思疎通支援	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳者、要約筆記者の派遣や手話通訳者の設置により、意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付等	重度の障害のある人に対して、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具などの日常生活用具の給付等を行います。
	手話奉仕員養成研修	手話で日常会話を行うのに必要な手語語い及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行います。
	移動支援	屋外での移動が困難な障害者に対し、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。
	地域活動支援センター	在宅の障害者が、地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的な活動又は生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図り、日中活動を支援します。
任意事業	自動車運転免許取得	下肢等の身体や知的に障害のある人に対して、自動車運転免許の取得に係る費用を助成することにより、就労等の社会参加を促進します。
	本人用自動車改造助成	身体に重度の障害のある人に対して、自動車の改造に係る費用を助成することにより、社会参加を促進します。

第 2 節 成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の数値目標】

令和元年度末時点の施設入所者のうち、6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行すること
令和5年度末時点の施設入所者を、令和元年度末時点の施設入所者から 1.6%以上削減すること

【町の考え方と数値目標の設定】

施設入所者本人やその家族の意向に基づき、関係機関との連絡調整等を行いながら支援体制を構築し自宅やグループホーム等への移行を促進します。

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	11 人	令和元年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	10 人	令和5年度末の施設入所者数
【目標値】削減見込み (A-B)	1 人	既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き (国の目標は 1.6%以上削減)
【目標値】地域生活移行者数	1 人	施設入所者からグループホーム等への移行者数 (国の目標は 6%以上)

(2) 精神障害者にも対応した地域包括システムの構築

【国の数値目標】

精神障害者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均、65 歳以上の 1 年以上の長期入院患者数及び 65 歳未満の 1 年以上の長期入院患者数、退院率の数値目標を設定

【町の考え方と数値目標の設定】

自立支援協議会に設置した、保健・医療・福祉関係者による協議の場において、地域包括ケアシステムについて引き続き検討していきます。また、入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けた、対象者の把握、移行後の生活拠点の検討を行い、対象者の希望に沿った対応を行います。

項目	目標	考え方
協議の場の開催回数	3 回	令和5年度の保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
目標設定及び評価の実施回数	1 回	協議の場における目標設定及び評価の実施回数

(3) 地域生活支援拠点の整備

【国の数値目標】

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること

【町の考え方と数値目標の設定】

地域生活支援拠点等の整備については、町単独での整備が難しいことから、圏域での面的整備を検討していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

【国の数値目標】

令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労に移行する人の数を令和元年度実績の1.27倍以上とすること

【町の考え方と数値目標の設定】

福祉施設の利用者の一般就労を促進するため、相談支援を通じて個々の意向をくみ上げ、障害者就業・生活支援センターや関係機関と連携して、対象者の希望に沿った就労先の紹介やサポートを実施します。

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	0人	令和元年度において就労移行支援事業所等を通じて一般就労した人の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	1人	令和5年度において就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人の数

② 就労移行支援・定着支援事業の利用者数

【国の数値目標】

令和5年度中に就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び B 型事業のそれぞれを利用して一般就労へ移行する人数の目標を設定することになっています。

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること

【町の考え方と数値目標の設定】

就労可能な障害のある人の掘り起こしを行うとともに、障害特性や個々の適性を考慮し、就労支援策を進めます。また、就労移行支援により一般就労した方に就労定着支援を行うことで、職場定着率の増加に努めます。

項目	数値	考え方
令和元年度末の就労移行支援事業の利用者数	3人	令和元年度末において就労移行支援事業を利用した人の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	3人	令和5年度末において就労移行支援事業を利用する人の数
【目標値】目標年度の就労定着支援事業の利用者割合	70%	令和5年度末において就労定着支援事業を利用する人の割合

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の数値目標】

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実績及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること

【町の考え方と数値目標の設定】

相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保するため、実施方法や内容も含め検討していきます。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の数値目標】

令和5年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を確保すること

【町の考え方と数値目標の設定】

都が実施する障害福祉サービス等の研修への参加、事業者への周知・支援を行うことで障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

また、障害福祉サービス事業所と情報連携を行い、利用者にあった障害福祉サービス等の提供に努めます。国の障害福祉サービス等情報公開制度を活用することで、障害福祉サービス等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて質の高いサービスを選択できるよう、広報・啓発に努めていきます。

(7) サービス等の利用状況

① 訪問系サービス

訪問系サービスは、ホームヘルパー等が障害のある人の居宅を訪問して介護や家事援助など必要な援助を行うサービスで、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の5つのサービスが含まれます。

【見込み量】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援	サービス量（時間/月）	20	20	20
	利用者数（人/月）	1	1	1

【見込量確保のための方策】

訪問系のサービスについては、年間を通じて1人の利用があり、継続的にサービスができるされるよう、提供基盤の確保を図ります。

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障害のある人の日中の活動を支援するサービスで、通所により、必要な介護、訓練、支援などを施設において行うものです。生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、就労定着支援、療養介護及び短期入所の9つのサービスが含まれます。

【見込み量】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	サービス量（日/月）	286	286	286
	利用者数（人/月）	13	13	13
自立訓練（機能訓練）	サービス量（日/月）	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	サービス量（日/月）	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0
就労移行支援	サービス量（日/月）	44	66	66
	利用者数（人/月）	2	3	3
就労継続支援（A型）	サービス量（日/月）	44	44	66
	利用者数（人/月）	2	2	3
就労継続支援（B型）	サービス量（日/月）	132	154	154
	利用者数（人/月）	6	7	7
就労定着支援	利用者数（人/月）	1	1	1
療養介護	利用者数（人/月）	1	1	1
短期入所（福祉型）	サービス量（日/月）	14	14	14
	利用者数（人/月）	2	2	2
短期入所（医療型）	サービス量（日/月）	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0

【見込量確保のための方策】

日中活動系のサービスについては、就労移行支援の利用者が増加していることから、利用可能な事業者の確保に努めるとともに、利用者の意向にあった適切なサービスの提供に努めます。

③ 居住系サービス

居住系サービスは、障害のある人の住まいの場に関するサービスです。主に夜間に、施設や共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うもので、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）及び施設入所支援の3つのサービスが含まれます。

【見込み量】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数（人/月）	0	0	0
共同生活援助	利用者数（人/月）	9	10	11
施設入所支援	利用者数（人/月）	11	10	10

【見込量確保のための方策】

居住系のサービスについては、個々の利用者の意向や実情に応じることができるよう、近隣の事業者との連携を図り、地域生活への移行に向けて、サービスの提供体制の確保に努めます。

④ 相談支援

相談支援は、適切なサービス利用を支援するための「計画相談支援」、地域生活に移行するための支援を行う「地域移行支援」、地域生活が安定するよう、24時間対応の相談等支援を行う「地域定着支援」の3つがあります。

【見込み量】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数（人/月）	3	4	4
地域移行支援	利用者数（人/月）	0	0	1
地域定着支援	利用者数（人/月）	0	0	1

【見込量確保のための方策】

障害のある人及びその家族等からの相談に対応する体制の整備を図り、事業者との連携を強化し、利用者の地域移行に向けた適切な計画作成に努めます。

⑤ 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、各自治体が利用者の状況に応じて柔軟にサービスを提供するものです。

地域生活支援事業の中には、障害者総合支援法の規定により必ず実施しなければならない必須事業と、自立した生活又は社会生活を営むために各自治体が任意に実施することができる任意事業があります。

【見込み量】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
相談支援事業	利用者数（人/月）	5	5	5
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	検討	準備	実施
意思疎通支援事業	利用者数（人/月）	1	1	1
日常生活用具給付事業	利用者数（人/月）	21	23	25
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	無	無	無
移動支援事業（個別移動支援）	サービス量（時間）	60	60	60
	利用者数（人/月）	5	5	5
地域活動支援センター	箇所	1	1	1
	利用登録者数	25	25	25

【見込量確保のための方策】

地域生活支援事業については、利用者の各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠となっており、近隣市町村などと連携し相談体制の構築を図ります。

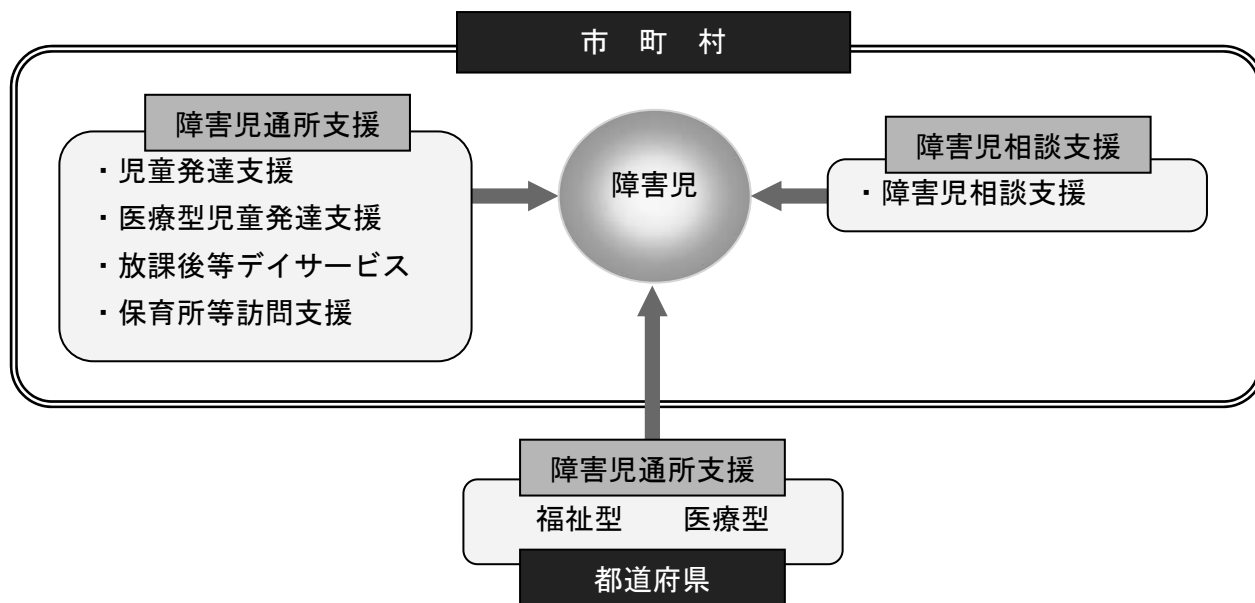
また、移動支援事業等は、事業者を確保し、充実したサービスを提供します。

日常生活用具給付等については、利用者が増加傾向となっており、個々の利用者の状況に応じて見込量を確保します。

第3章 第2期障害児福祉計画

第1節 サービス体系

児童福祉法に基づくサービス体系は、下記の図のようになっています。



区分	サービス内容	
障害児サービス	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、治療等を行います。
	放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適用のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
	障害児相談支援	障害児の相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援などの必要な援助を行います。

第2節 成果目標の設定

(1) 成果目標

① 障害児支援の提供体制の整備等

【国の数値目標】

国の基本指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（市町村単独では困難な場合は圏域）に1か所設置すること、また、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること、児童支援事業所及び放課後等サービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保すること、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

【町の考え方と数値目標の設定】

児童発達支援センター、保育所等訪問支援、重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置に向けて、町単独での整備が難しいことから、圏域での面的整備を検討していきます。

また、医療的ケア児支援のための協議の場として障害者自立支援協議会を活用し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することで、適切な支援につながるよう、連携強化を図ります。

項目	目標	目標年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	令和5年度末

(2) サービス等の利用状況

① 障害児通所支援事業

利用の実績を踏まえ、放課後等デイサービスの利用を見込みます。このサービスは、学校の授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行うものです。

【見込み量】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	サービス量（日/月）	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0
医療型児童発達支援	サービス量（日/月）	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0
放課後等デイサービス	サービス量（日/月）	10	20	20
	利用者数（人/月）	1	2	2
保育所等訪問支援	サービス量（日/月）	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	サービス量（日/月）	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0
障害児入所施設	利用者数（人/月）	0	0	0

【見込量確保のための方策】

障害児通所支援事業、障害児相談支援事業については、利用は少ないですが、放課後等児童デイサービスの利用を見込んでおり、近隣の市町村との連携も含め、既存サービスの活用や関係機関、事業者等と連携し、きめ細かな支援体制を整備します。

② 障害児相談支援事業

利用の実績を踏まえ、障害児相談支援の利用を見込みます。

【見込み量】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数（人/月）	1	1	1

【見込量確保のための方策】

既存サービスの活用や関係機関、事業者等と連携し、きめ細かな支援体制を整備します。

第4章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

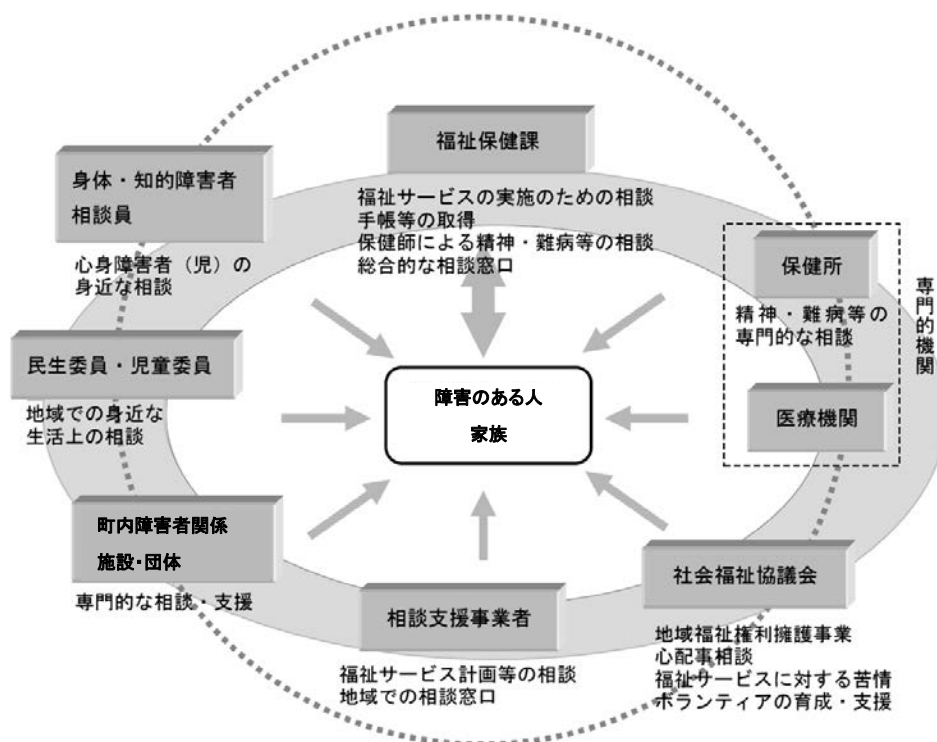
(1) 全庁的な施策の推進

障害者施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災等広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには、行政全般にわたる取り組みが必要となります。今後は、福祉保健課を中心に、関係機関と連携・協力して、施策を推進していきます。

また、すべての職員が、障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意欲を高めていきます。

(2) 奥多摩町障害者自立支援協議会による協議

奥多摩町障害者自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす場として、町が設置し、定期的に協議を行っています。障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標の達成に向けて、保健・医療・福祉関係者による情報共有や連携を行う協議の場とします。



(3) サービス提供事業者の確保・協力

必要な障害福祉サービスが提供されるよう、町の新たな施策や予定等を積極的に伝え事業所の参入・拡大支援に努めます。また、適切なサービスが提供されるよう、サービス提供事業者との情報共有や連絡会などを行い、それぞれのケースへの対応の充実やサービスの質の向上に努めます。

(4) 国・東京都・周辺自治体との連携

国や東京都の補助金及び制度を活用するとともに、より良い制度となるよう要望していきます。また、より効果的に施策を推進するため周辺自治体との連携に努めます。

第2節 計画の進捗管理

(1) 計画の進捗管理体制

本計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことのできる進捗管理体制が必要です。

そのため、行政や関係機関等と連携を図り、具体的に施策の執行・検討、見直しを行うための「奥多摩町障害者自立支援協議会」を設置しており、計画の着実な推進を図ります。

また、この「奥多摩町障害者自立支援協議会」に繋がる組織として、サービスを提供する事業者連絡会、障害者の就労等の継続する課題を検討するため、障害のある人やその家族、関係団体等も含めて、幅広い関係者による連携を図り、計画の具体的な実施等について検討します。

(2) 計画の推進及び評価・進捗管理

本計画に基づく施策を推進するにあたっては、関係各課の相互の連携・調整を図り、全庁的な体制のもと、PDCA サイクルをまわし、計画の進捗状況の把握・点検、進行管理及び評価に努めます。



資料編

1 策定の経過

(1) 諮問

奥 福 第 3 6 6 号
令和2年 6月18日

奥多摩町障害者計画・
障害福祉計画策定委員会会長 殿

奥多摩町長 師 岡 伸 公

奥多摩町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
について（諮問）

奥多摩町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定にあたり、令和3年度から令和5年度までの基本計画について、奥多摩町障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱に基づき、貴委員会に諮問いたします。

(2) 答申

令和3年2月17日

奥多摩町長 師岡 伸公 殿

奥多摩町障害者計画・障害福祉計画策定委員会
会長 片倉 和彦

答 申 書

令和2年6月18日付奥福第366号で貴職より諮問のありました奥多摩町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について、当委員会において審議した結果、下記のとおり答申いたします。

なお、この答申においては、基本的な考え方を示したものでありますので、今後、貴職の執行機関において補完整備をお願いいたします。

記

1. 奥多摩町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）



(3) 会議等

年月日	会議等	議事等
令和2年 6月18日	第1回 障害者計画・障害福祉計画 策定委員会（書面開催）	○奥多摩町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2 期障害児福祉計画の策定について ○今後のスケジュールについて ○住民アンケートについて （障害福祉に関する調査）
6月29日 ～ 7月22日	住民アンケートの実施 （障害福祉に関する調査）	
9月30日	第2回 障害者計画・障害福祉計画 策定委員会	○調査結果報告書について ○奥多摩町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2 期障害児福祉計画の骨子案について
12月9日	第3回 障害者計画・障害福祉計画 策定委員会	○奥多摩町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2 期障害児福祉計画（案）について ○今後のスケジュールについて ・1月中旬 パブリックコメント募集 ・2月上旬 第4回障害者計画・障害福祉計画 策定委員会 ・2月中旬 町長へ答申
令和3年 1月12日 ～ 1月22日	パブリックコメントの実施	
2月10日	第4回 障害者計画・障害福祉計画 策定委員会（書面開催）	○奥多摩町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2 期障害児福祉計画（案）について ○パブリックコメントについて
2月17日	計画案の答申	○正副会長より計画案答申

2 奥多摩町障害者計画・障害福祉計画策定委員会

(1) 設置要綱

奥多摩町障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成21年1月9日

要綱第1号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく奥多摩町障害者計画・障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定に必要な検討を行なうため、奥多摩町障害者計画・障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画策定に係る調査、検討に関すること。
- (3) 前各号のほか、計画策定に関し必要と認めること。

(委員構成)

第3条 委員会の委員は、障害者施設関係者、身体・知的・精神障害者関係者、医療機関関係者、障害者関係行政機関の代表者及び専門的知識を有する者等のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画が策定されたときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席が無ければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて関係者を委員会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 第3条の規定により、委員が委嘱された後、最初に招集すべき委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則（平成25年6月13日要綱第17号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月8日要綱第7号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

奥多摩町障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員名簿

◎会長 片倉 和彦 ○副会長 相田 恵美子

	氏 名	役職・所属団体等
1	○ 相 田 恵美子	相談支援事業所つづみ草
2	山 下 卓	社会福祉法人ふるさと福祉会東京多摩学園長
3	石 井 眞 美	西多摩保健所保健対策課課長代理
4	◎ 片 倉 和 彦	双葉会診療所医師（精神科医）
5	石 上 和 伸	教育相談室長
6	河 村 広 光	身体障害者福祉協会長
7	原 島 みゆき	知的障害者相談員
8	若 松 千恵子	民生・児童委員協議会 障がい福祉部長
9	原 島 肇	社会福祉協議会事務局長
10	菊 池 良	福祉保健課長（就労サポート支援センターわーくわーく責任者兼子ども家庭支援センター長）

敬称略、順不同

・事務局

	氏 名	役職・所属団体等
1	清 水 俊 雄	福祉保健課課長補佐（福祉係長）
2	齋 藤 秀 美	福祉保健課主任（保健師）
3	古 川 智 也	福祉保健課障害福祉担当

**奥多摩町障害者計画・第6期障害福祉計画・
第2期障害児福祉計画**

発行 令和3年3月
発行者 奥多摩町
〒198-0212
奥多摩町氷川1111 奥多摩町保健福祉センター
編集 福祉保健課
電話 0428-83-2777
FAX 0428-83-2833

